

1 財政分析編

1－1 決算の状況及び課題

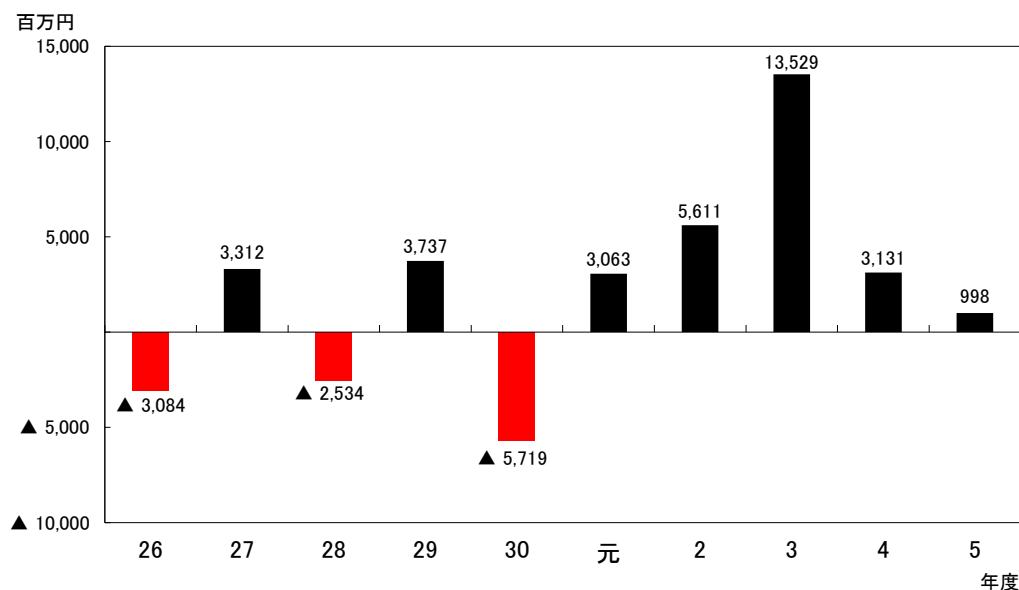
(1) 歳入・歳出（フロー）に関するポイント

- 歳入では、税収の80%以上を個人住民税と固定資産税が占め、比較的安定した構造となっています。しかし、個人住民税には個人所得の動向に左右されるという一面があるため、税収の安定には、産業の振興や雇用の安定が求められます。
一方、府内の市町村毎の税収の状況を見ると、税源が偏在しており、京都市周辺部とそれ以外の地域で大きな差が見られます。
- 地方交付税は、この税源の偏在をカバーし、どの地域でも最低限必要な行政サービスの水準を確保する役割を担っています。
しかし、交付税総額の確保は、その財源となる法定5税（所得税、法人税、酒税、消費税、地方法人税）だけで賄えない状況が続いています。そのため、国においては赤字国債、地方においては臨時財政対策債の発行が続けられており、後年度への負担の先送りとなっている点に注意が必要です。
また、今後の交付税総額の動向も不透明な状況にあり、人口減少が進む中で、税源を確保・涵養することが課題となっています。
- 歳出については、社会保障関係経費（扶助費及び社会保障関係繰出金の合計額）が10年前と比べるとおよそ1.31倍となっており、人件費や公債費を削減して、財源を捻出する手法にも限界がきている状態となっています。今後さらなる少子高齢化社会を見据えれば、社会保障の充実・安定化は必要不可欠であり、さらなる財源を確保することが課題となっています。
- 令和5年度決算は、歳入においては固定資産税等の地方税が増、歳出においては低所得世帯給付金の増等により社会保障関係経費が増加し、歳入歳出ともに令和4年度に比べ増加しました。
実質収支は、府全体としては黒字となったものの、地方税及び臨時財政対策債を含めた実質的な地方交付税の減少等があった団体においては収支が悪化しています。
地方財政計画においては、現在のところ、一般財源総額の水準は維持されているものの、社会保障関係経費や人件費等の増加が見込まれる中、こども・子育て施策等の重要課題に対応しつつ、経済・物価動向等に配慮しながら、行政サービスを安定的に提供する必要があると、厳しい財政状況が続くことが予想されるため、今後の動向を注視する必要があります。

(2) 決算収支

- 令和5年度の実質単年度収支については、府全体としては黒字となったものの、地方税及び臨時財政対策債を含めた実質的な地方交付税の減少等があった団体においては収支が悪化し、14団体が赤字となりました。

資料1 実質単年度収支の推移（市町村計）



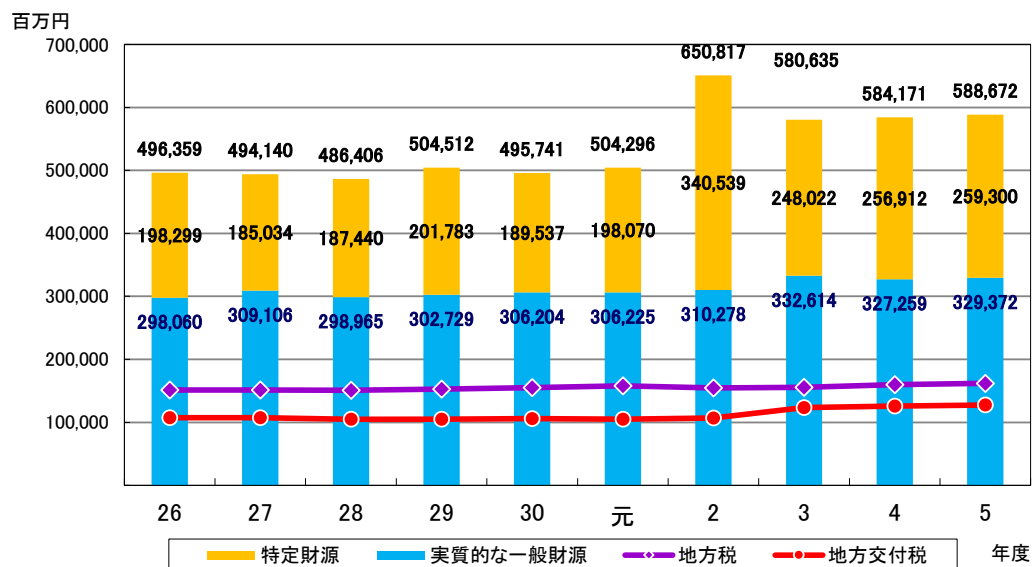
※ 平成30年度については、城陽市において財政調整基金を大幅に取崩し（61億90百万円）、特定目的基金への積替えを行ったため、実質単年度収支が大幅な赤字となっています。

※ 令和3年度については、普通交付税が国税の増額補正等に伴う追加交付により大幅に増加したため、実質単年度収支は大幅な黒字となっています。

(3) 歳入の状況

- 令和5年度は、固定資産税や個人住民税（所得割）の増加による地方税の増や、令和4年度に引き続き普通交付税の国補正予算に伴う追加交付があったこと等により、過去最高額であった令和2年度に次ぐ2番目の歳入規模となっています。

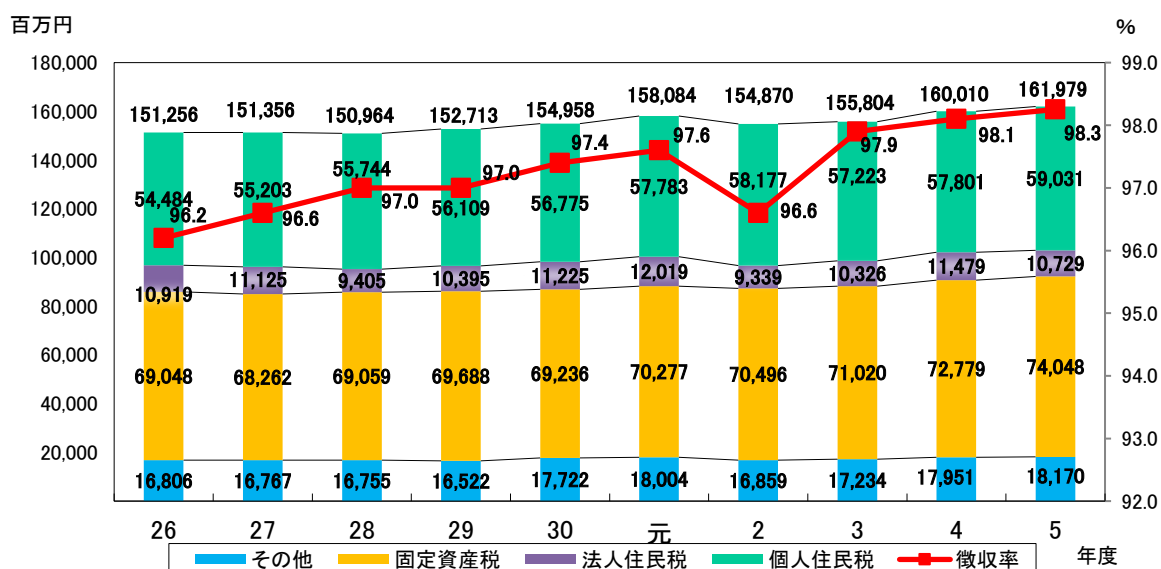
資料2-1 歳入の推移（市町村計）



- 税収は、平成29年度以降景気の回復基調に伴う市町村民税（法人税割）の増加等により、全体として増加傾向にありましたが、新型コロナウイルス感染症の影響による景気後退によって、令和2年度は減少となりました。令和3年度以降は企業業績の回復により市町村民税（法人税割）が増加する等、全体としても再び増加傾向となっています。

また、徴収率は各市町村の努力に加え、京都地方税機構が本格的な徴収業務を開始した平成22年度以降増加傾向にあります。令和2年度は新型コロナウイルス感染症に伴う徴収猶予の特例措置により一時的に減少しましたが、令和3年度以降の徴収率は再び増加しています。

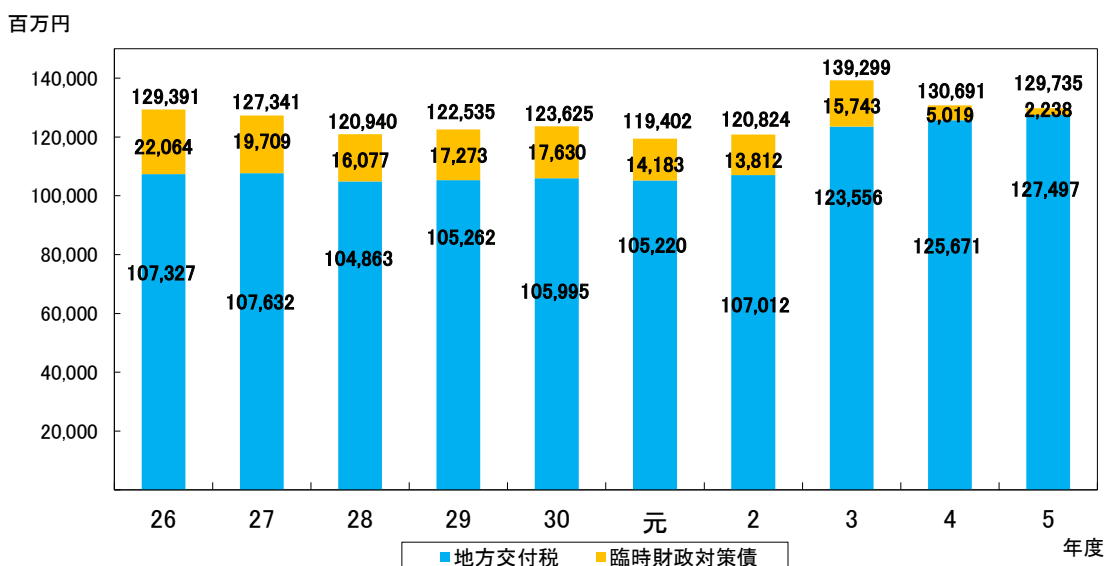
資料2-2 地方税と徴収率の推移



- 令和5年度地方交付税は、令和4年度に引き続き普通交付税が国補正予算に伴う追加交付等によって増加しました。

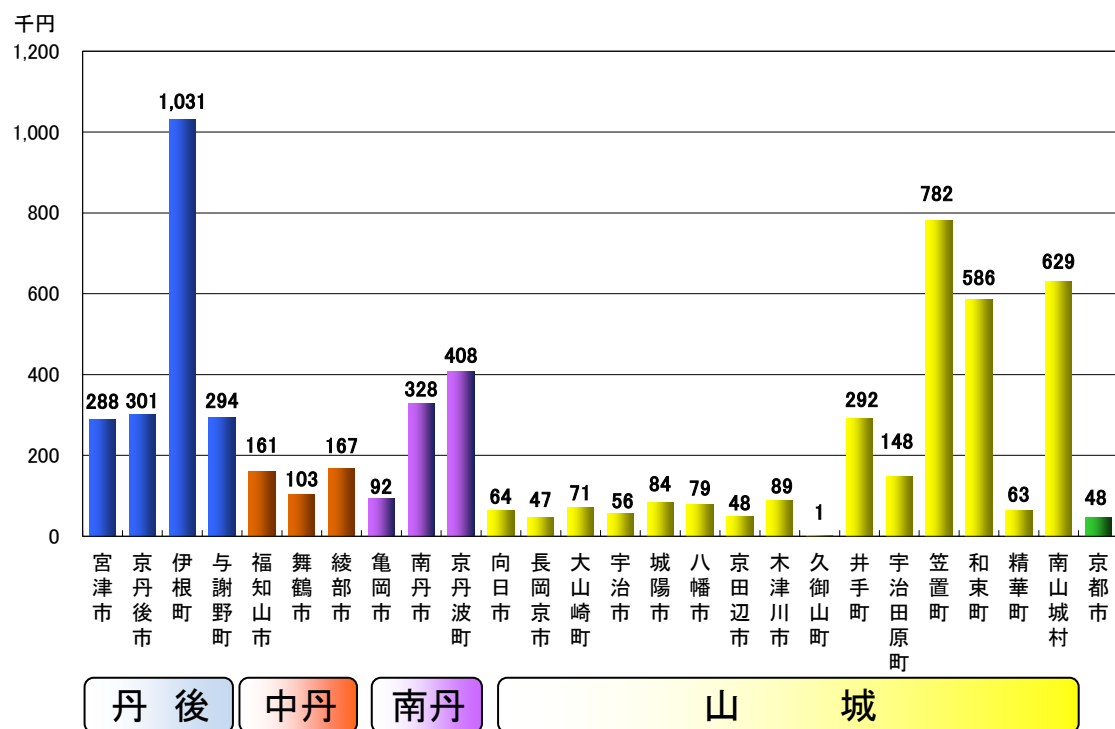
一方、景気の回復による基準財政収入額の増により、臨時財政対策債（後年度に全額交付税に算入）を含めた実質的な交付税の総額（※）は減少しました。

資料2-3 実質的な地方交付税額（臨時財政対策債含む）の推移



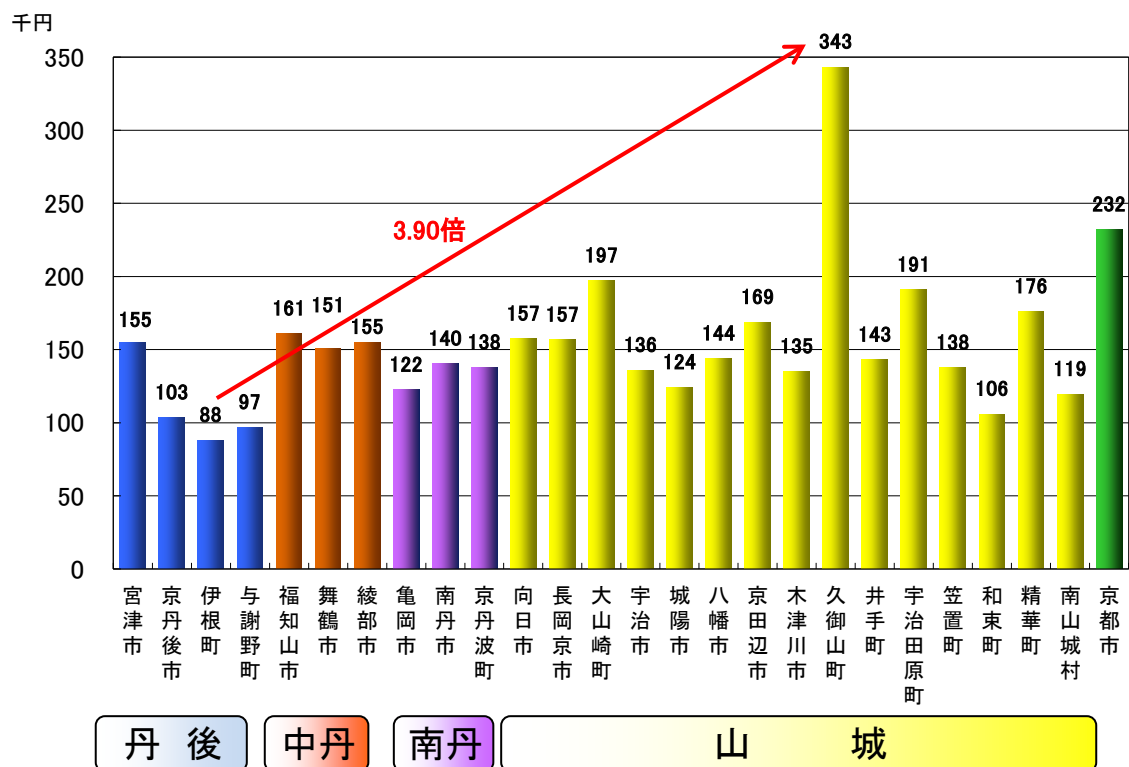
（※）地方交付税＋臨時財政対策債

資料 2-4 人口 1 人当たり地方交付税



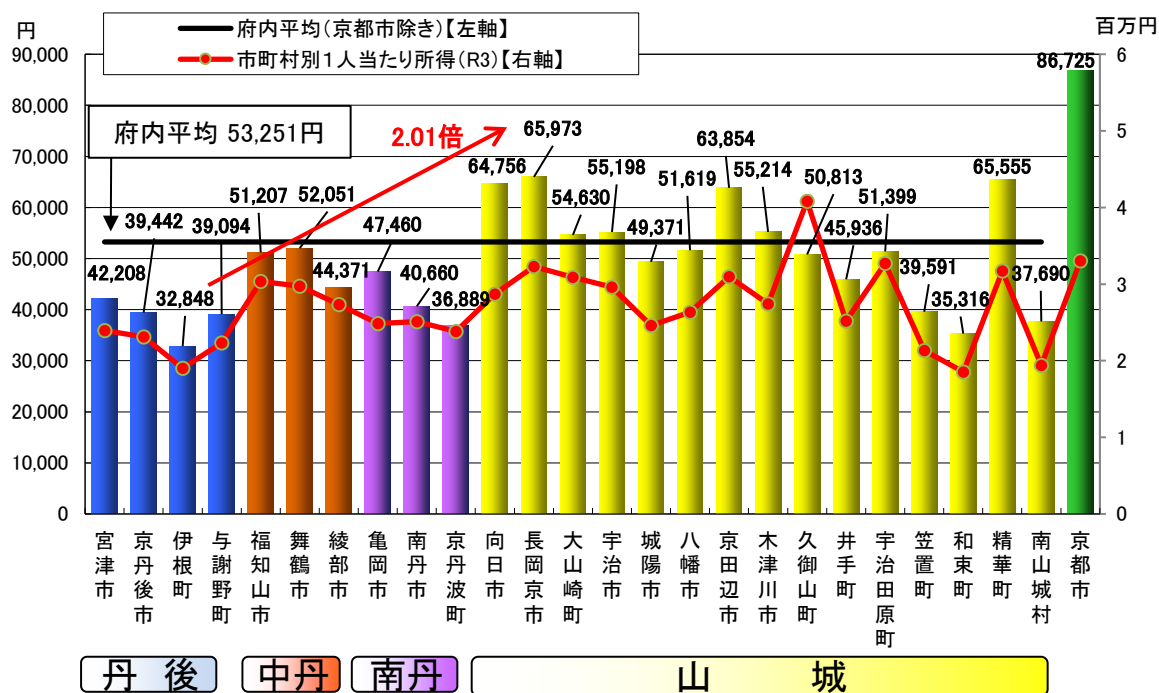
○ 人口 1 人当たり地方税は、自治体間で最大 3.90 倍の開きがあり、税源が偏在している状況が続いています。

資料 2-5 人口 1 人当たり地方税



- 人口1人当たり個人住民税は、域内の経済活動や所得と密接な関連が見られ、地域の経済力は人口減少や高齢化にも影響を受けます。このため、市町村が社会構造の変化に対応していくことが求められます。

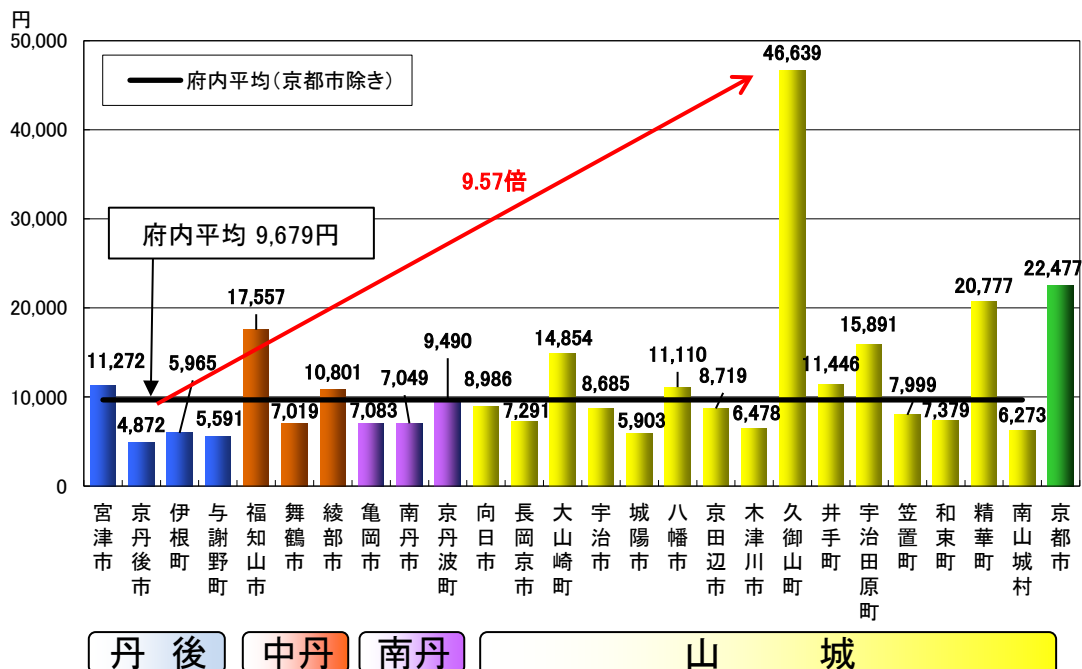
資料2-6 人口1人当たり個人住民税



※「市町村別1人当たり所得(R3)」は、「市町村民経済計算」を住基人口で除したものであり、個人所得の他に企業所得が含まれます。

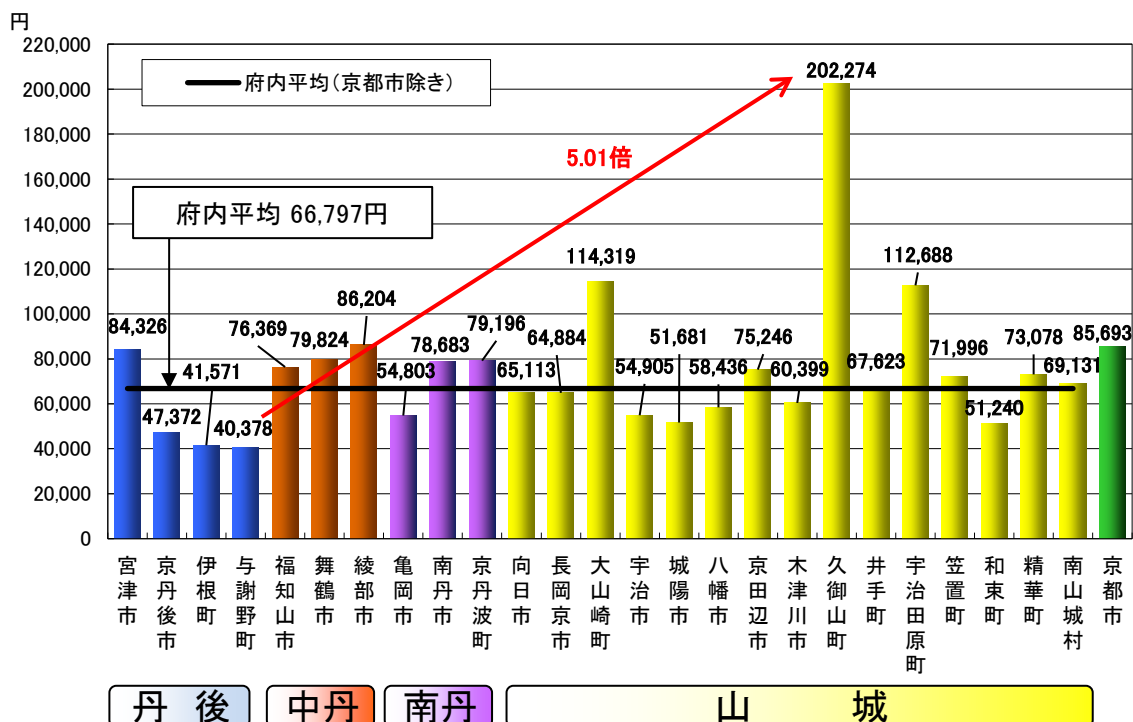
- 人口1人当たり法人住民税は、自治体間で偏在が大きく、最大9.57倍もの開きがあります。立地企業の業種や資本取引等にも大きく左右されることから、経年の推移を分析する必要があります。

資料2-7 人口1人当たり法人住民税



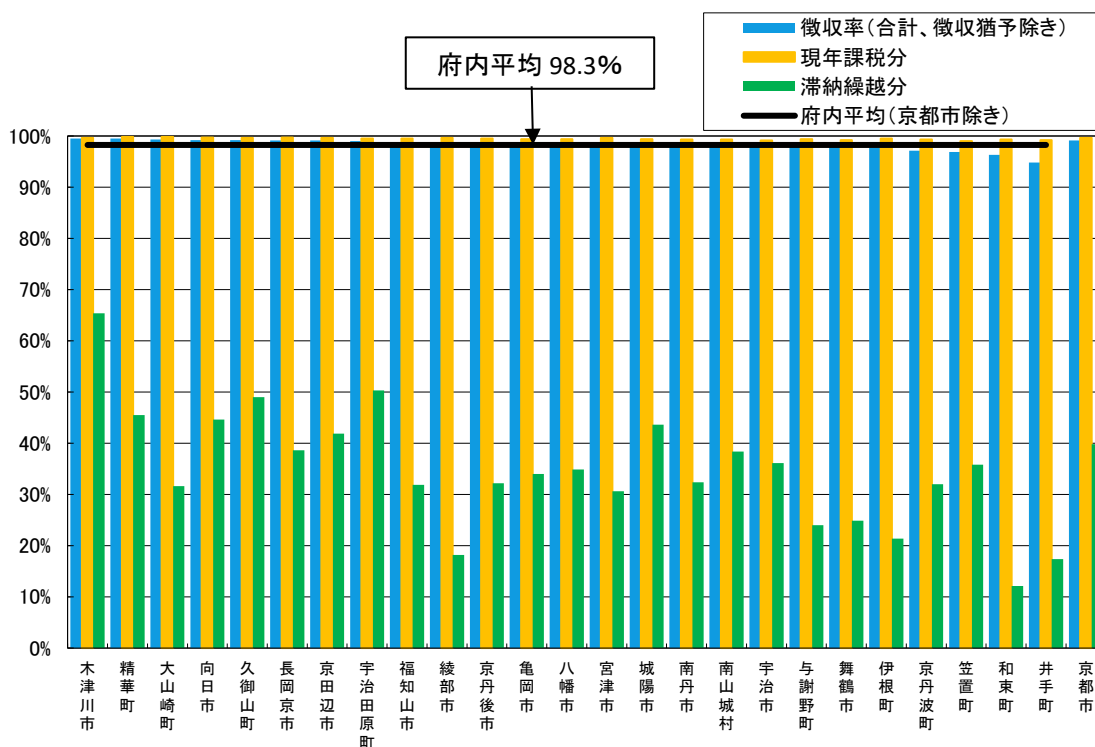
- 人口1人当たり固定資産税は、企業分も含むため、工場や発電所などが多く所在する団体で高くなる傾向があります。

資料2-8 人口1人当たり固定資産税



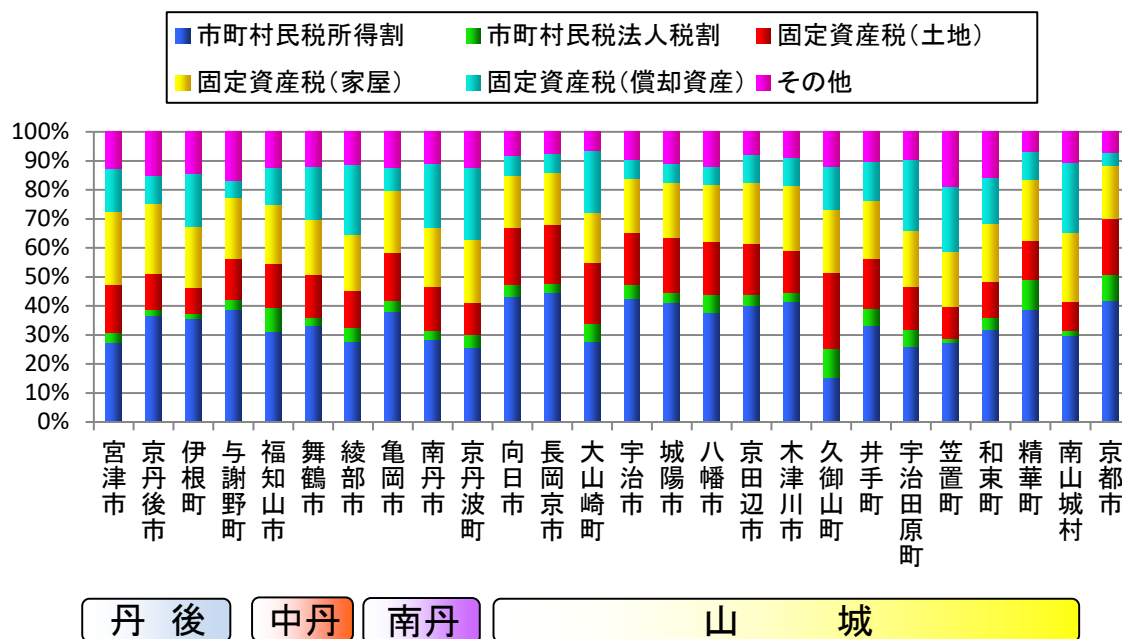
- 市町村税の徴収率は、京都地方税機構の取組もあり、全体として増加傾向にありますが、大口滞納者の存在や不納欠損処分が遅れなどを要因として、小規模団体において徴収率が低い傾向にあり、引き続き滞納整理の強化への取組が必要です。

資料2-9 徴収率(現年課税分+滞納繰越分)



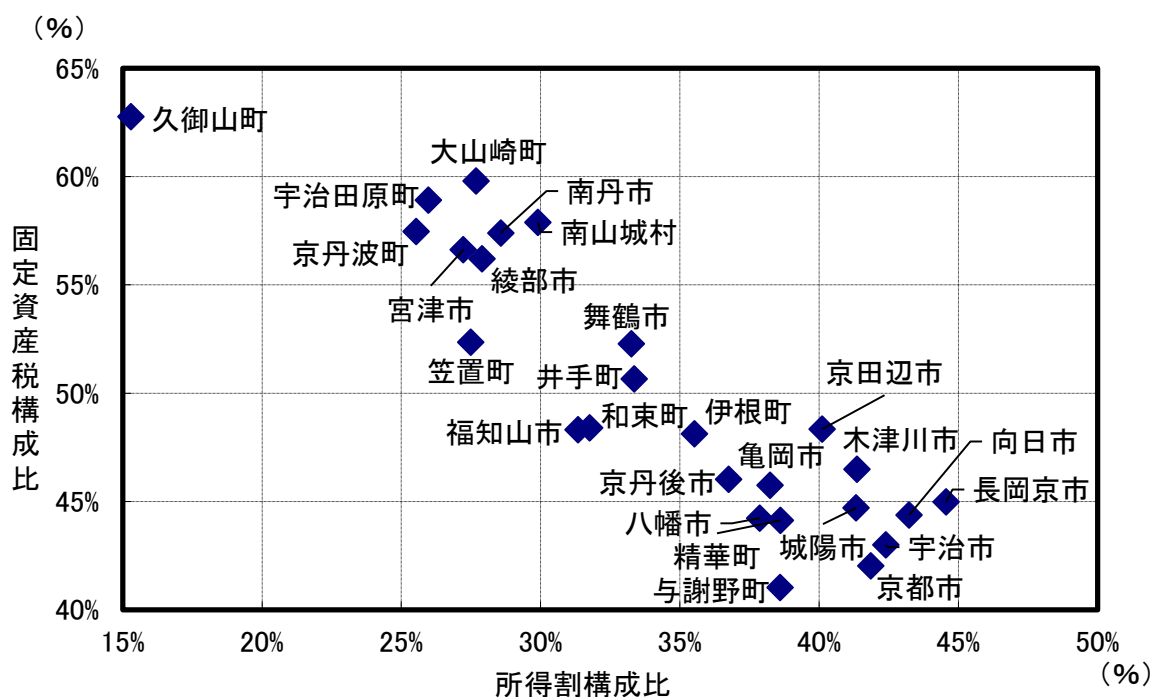
- 各市町村の税目別構成比を見ると、全ての府内の市町村において市町村民税所得割・市町村民税法人税割・固定資産税の3税目で税収の8割を超えています。
工場や企業が立地する地域は法人税割の構成比が高い傾向があります。

資料 2－10 各市町村税目別構成比



- 固定資産税と市町村民税所得割の構成比の分布を見ると、ベッドタウン等住民が多く居住している地域は所得割が大きいいため右下に、人口に比して工場等が多く立地している地域は固定資産税が大きいいため左上に集まっています。

資料 2－11 固定資産税と市町村民税所得割の構成比の分布図



(令和 6 年 4 月 1 日現在)

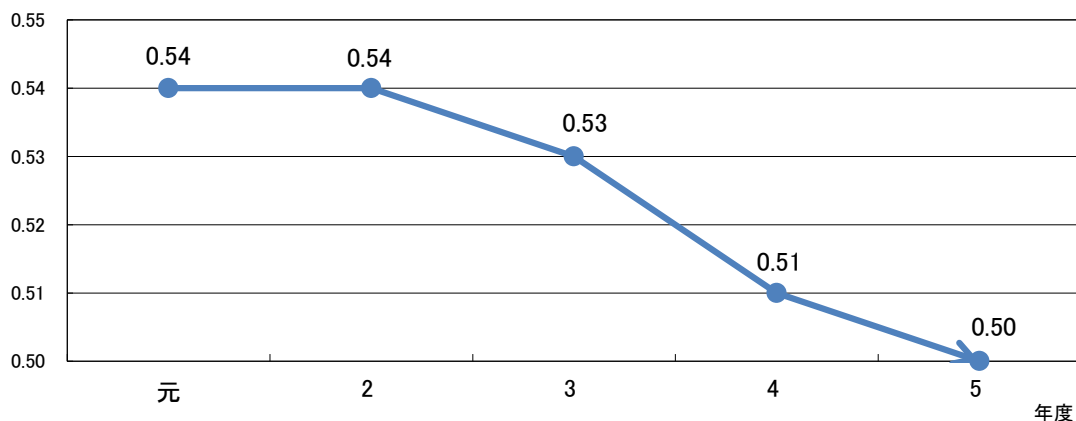
区 分	市 町 村 民 税				固定資産税		都市計画税		法人税割・合併特例による 不均一課税等の状況
	法人均等割		法人税割		〇は標準税率 (1.4%) (%)		制限税率 (0.3%) (%)		
	〇は標準税率 (倍)		〇は標準税率 (6.0%) (%)						
京 都 市	○		(注1) 8.2		○		0.30		(注1) 法人税割6.0%(資本金等の額が3億円以下で、かつ、法人税額年1,600万円以下の法人)
福 知 山 市	1.2		8.4		1.5		0.10		
舞 鶴 市	1.2		8.4		1.6		—		
綾 部 市	1.2		8.4		1.5		0.10		
宇 治 市	1.2		8.4		○		0.25		
宮 津 市	1.2		8.4		1.5		0.10		
亀 岡 市	1.2		8.4		1.5		0.10		
城 陽 市	1.2		8.4		○		0.25		
向 日 市	1.2		(注2) 8.4		○		0.25		(注2) 法人税割6.0%(資本金等の額が1億円以下の法人)
長 岡 京 市	1.2		(注3) 8.4		○		0.25		(注3) 法人税割6.0%(資本金等の額が1億円以下の法人)
八 幡 市	1.2		(注4) 8.4		○		0.30		(注4) 法人税割6.9%(資本金等の額が5億円未満の法人)
京 田 辺 市	1.2		8.4		○		0.28		
京 丹 後 市	1.2		8.4		○		—		
南 丹 市	○		8.4		1.5		0.20		
木 津 川 市	1.2		8.4		○		0.15		
大 山 崎 町	1.2		(注5) 8.4		○		0.10		(注5) 法人税割6.0%(資本金等の額が1億円以下の法人)
久 御 山 町	1.2		8.4		○		0.22		
井 手 町	1.2		8.4		○		0.25		
宇 治 田 原 町	1.2		8.4		○		—		
笠 置 町	1.2		8.4		○		—		
和 束 町	1.2		8.4		1.5		—		
精 華 町	1.2		8.4		○		0.25		
南 山 城 村	1.2		8.4		○		—		
京 丹 波 町	○		8.4		1.5		—		
伊 根 町	1.2		8.4		○		—		
与 謝 野 町	1.2		8.4		○		—		
標準税率	—	3	6.0%	0	1.4%	18	0.10%	5	都市計画税には制限税率があり、標準税率はありません。
超過税率	1.2倍	23	8.0%	0	1.5%	7	0.15%	1	
			8.2%	0	1.6%	1	0.20%	1	
			8.4%	21			0.22%	1	
							0.25%	6	
			不均一	5			0.28%	1	
							制限税率0.30%	2	
合計		26		26		26		17	

※個人住民税は、全団体一律（均等割 3,500 円、所得割 6%（※京都市は所得割 8%））

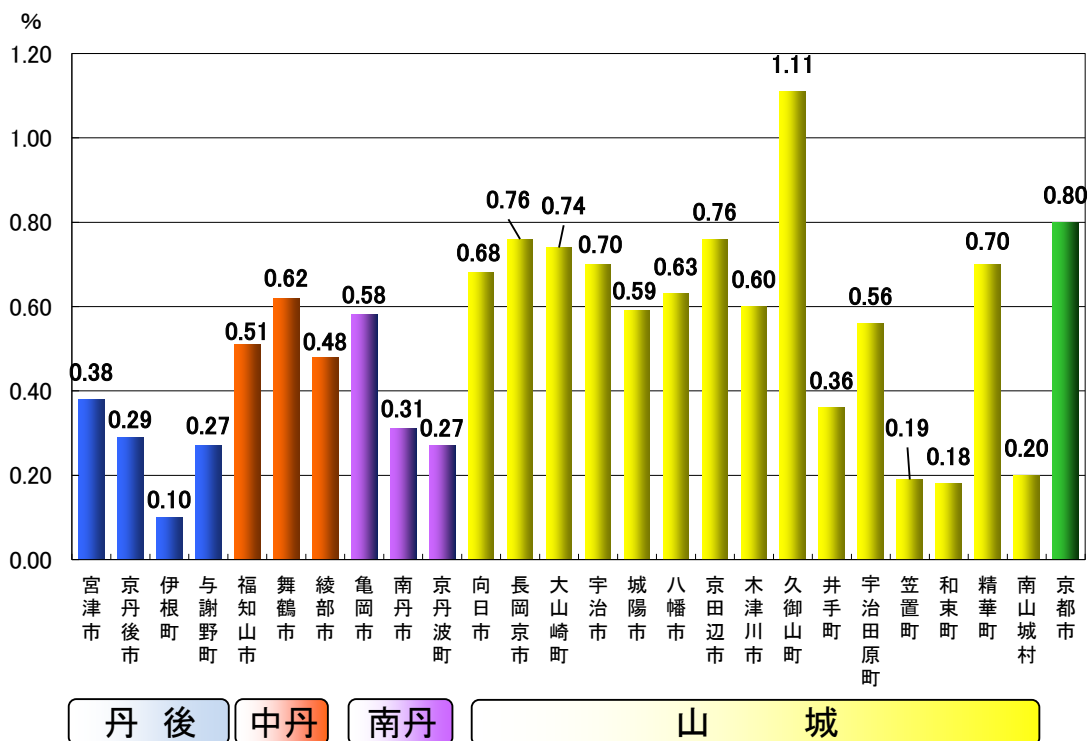
※軽自動車税は、全団体一律（標準税率）

- 財政力指数とは、地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値です。不交付団体の久御山町や都市部で高い数値となっている一方で、過疎地域等の税収が少ない地域は、財政力指数は低くなっており、税収が少ない分、相対的に収入に占める普通交付税額の割合が高くなっています。

資料 2－1 3 財政力指数の推移（京都市を除く府内市町村平均）



資料 2－1 4 市町村財政力指数

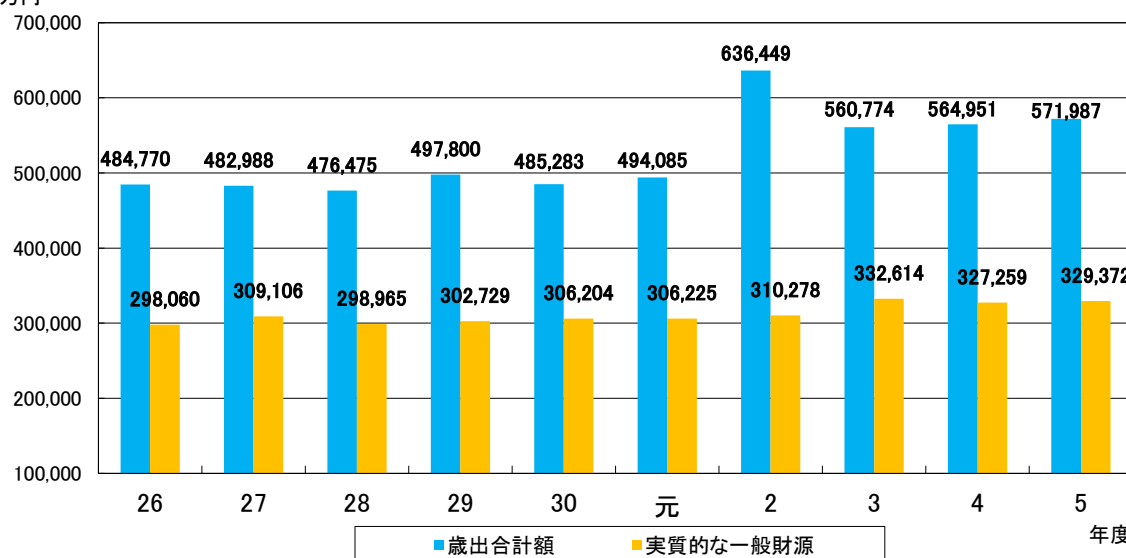


(4) 歳出の状況

- 令和5年度は、低所得世帯給付金の増加による扶助費の増や、学校関係施設整備（宇治市、京田辺市等）等の大型事業を実施した市町村が複数あったことから普通建設事業費が増となった結果、過去最高額であった令和2年度に次ぐ2番目の歳出規模となっています。

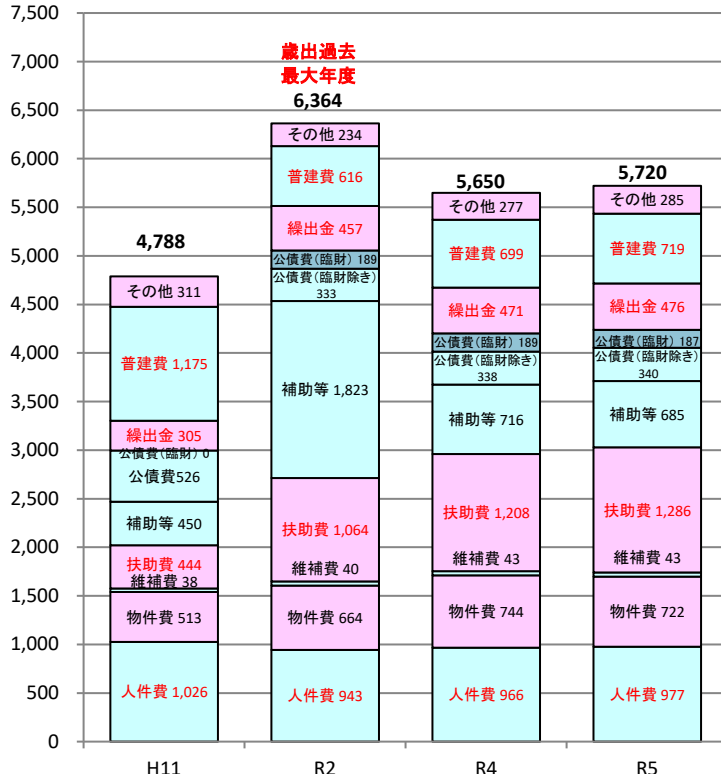
資料3-1 歳出規模の推移

百万円



資料3-2 令和2・4・5年度と平成11年度の歳出決算額の比較

億円



- 直近10年間を除けば過去最大規模であった平成11年度と比較するとその内訳は大きく変化しています。

- 普通建設事業費は大きく減少していますが扶助費、繰出金、物件費は大きく増加傾向にあります。

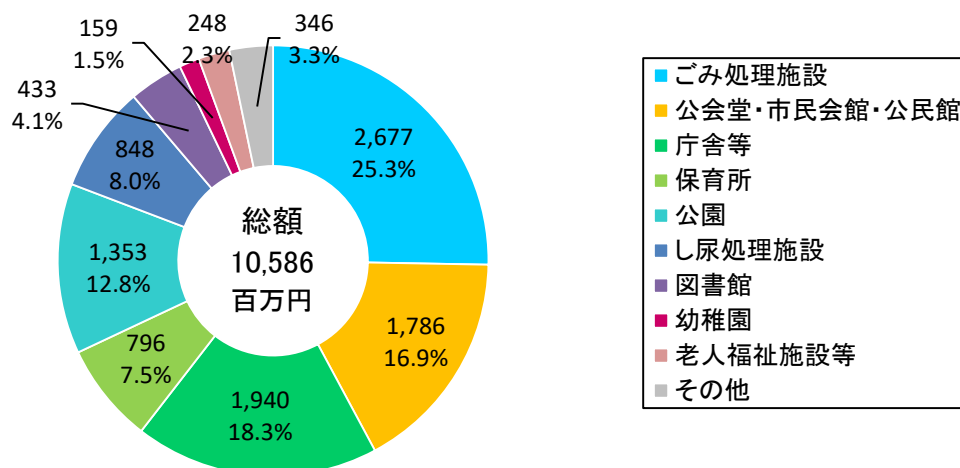
- 令和5年度は、低所得世帯給付金の増加により扶助費が増加した一方、原油価格・物価高騰対策に係る助成金の減少により補助費等が減少しています。

※ 表示単位未満四捨五入のため、グラフ内で合致しない場合がある。

- 施設別の物件費でみると、ごみ処理施設や、し尿処理施設といった衛生部門の物件費の負担が大きくなっています。

他にも、公会堂・市民会館・公民館といった公共施設や庁舎等、保育所等が大きくなっており、施設の統廃合や民営化等も見据えた公共施設の適正管理が重要な財政課題となっています。

資料 3-3 施設別の物件費（京都市を除く府内市町村計）（単位：百万円）



※施設に係る物件費であり、物件費総額とは一致しません。

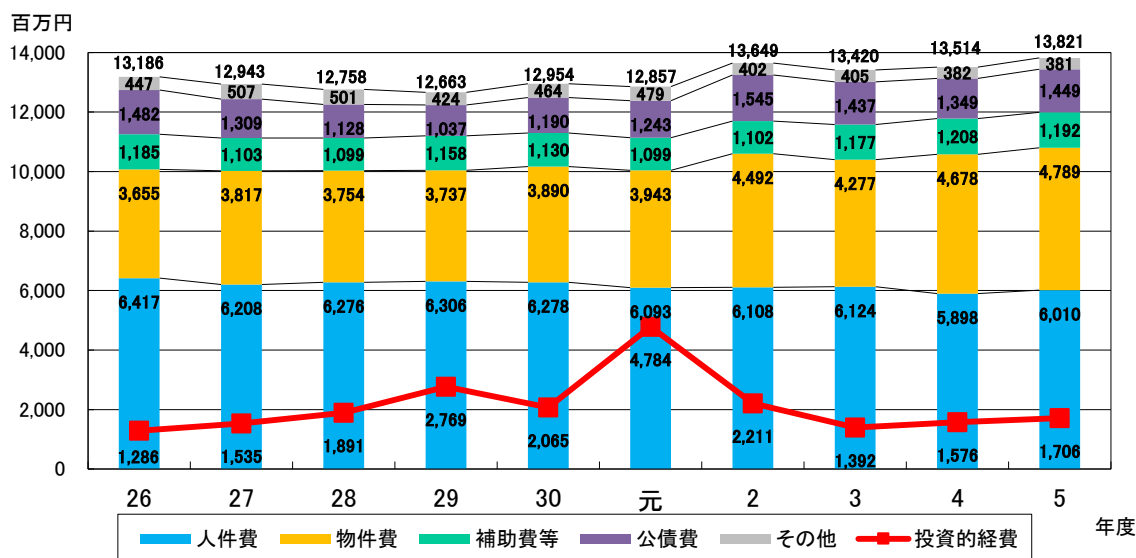
- 一部事務組合の市町村負担金については、補助費等に分類されています。

公債費見合いの負担金の多くを、ごみ処理・し尿処理関係の一部事務組合への負担金が占めており、近年は減少傾向だったものの、ごみ処理施設の更新事業に係る償還が開始されたことにより令和2年度から大きく上昇し、以降も高い水準で推移しています。

また、人件費見合いの負担金が減少し、物件費見合いの負担金が増加しているのは、一定、事務の委託化が進んでいるものと考えられます。

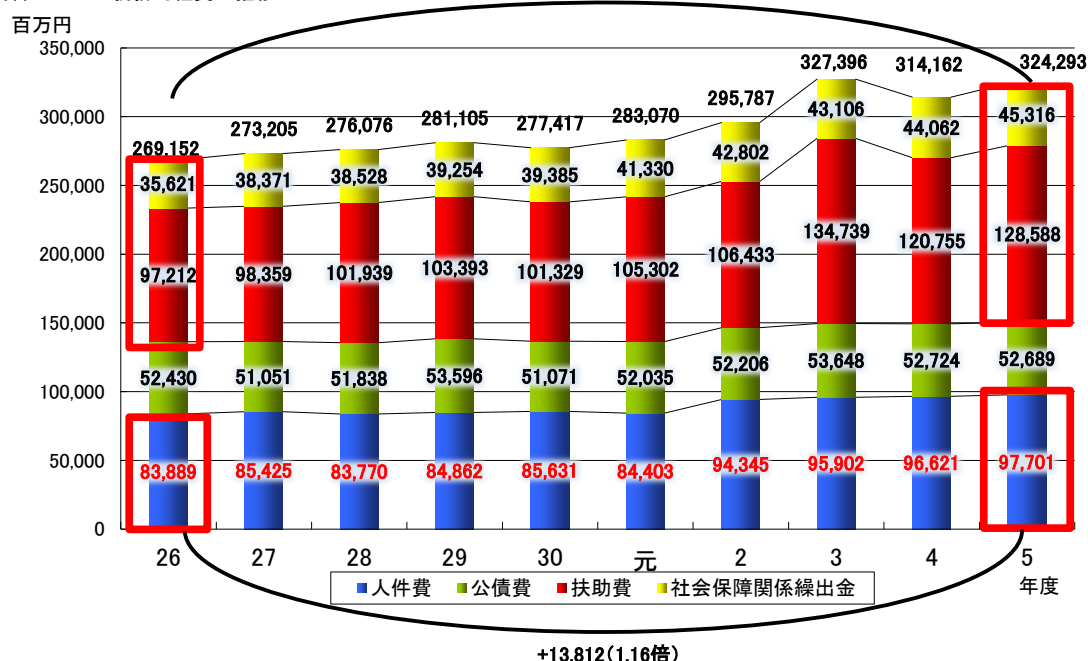
近年は、ごみ処理場やし尿施設の新設等により投資的経費が急激に増加しましたが、施設が完成したことにより、令和2年度以降は減少傾向となっています。

資料 3-4 一部事務組合負担金の推移について

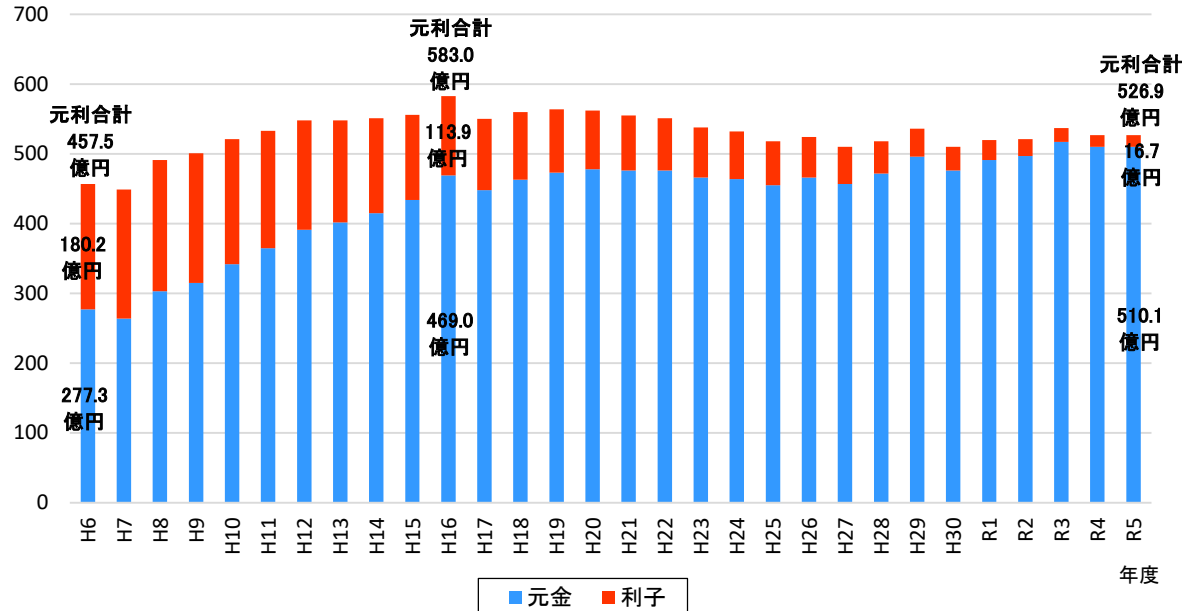


- なお、公債費については、近年横ばいとなっていますが、元金償還は増加傾向にあり、利率の上昇による公債費負担の増加に留意が必要です。

+41.070(1.31倍)



億円

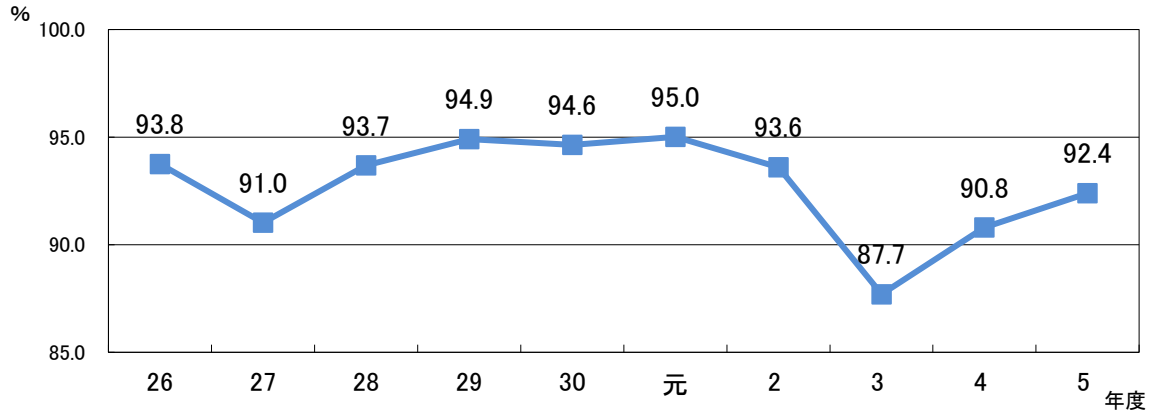


(5) 財政構造の弾力性

○ 財政の弾力性を表す「経常収支比率」は、令和5年度は扶助費の増加により分子が増加したため、前年度と比較して悪化しました。

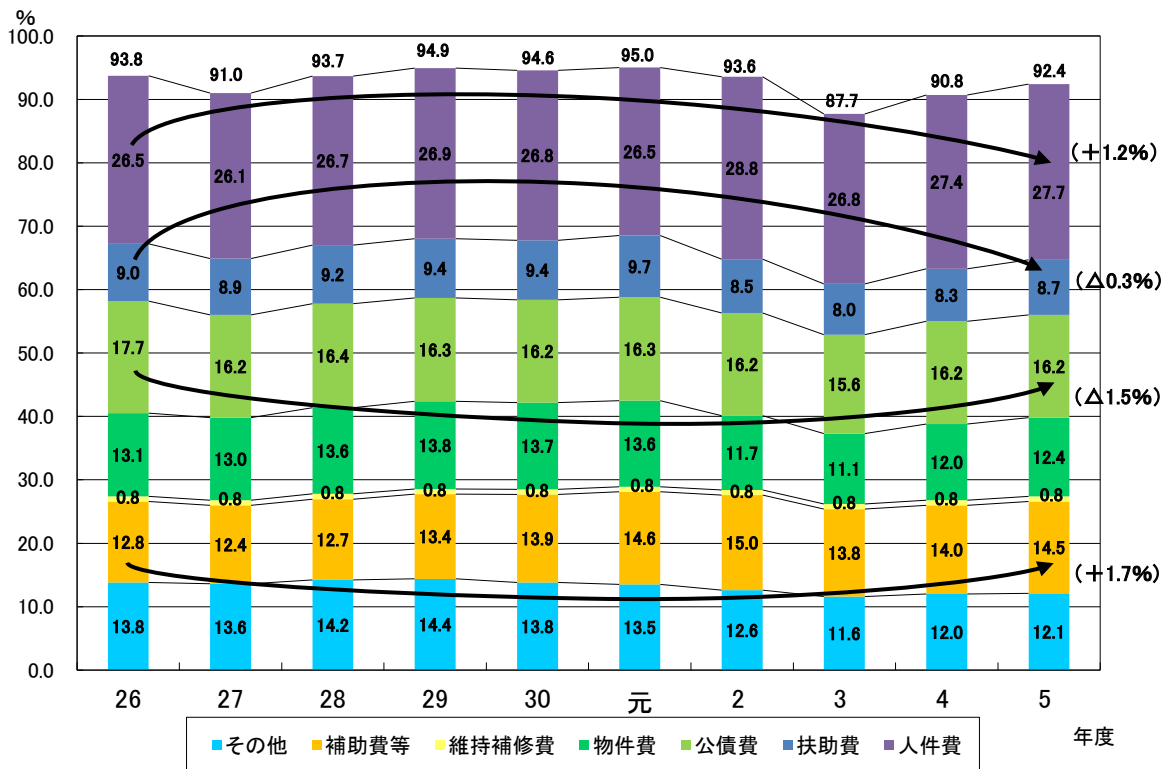
令和3年度など近年の比率の改善は、地方消費税交付金・地方交付税の増額等により経常一般財源が拡大したという要素が大きく、経常的支出に充てる一般財源の額（分子）はむしろ増加し続けていることに注意が必要です。

資料4-1 経常収支比率の推移

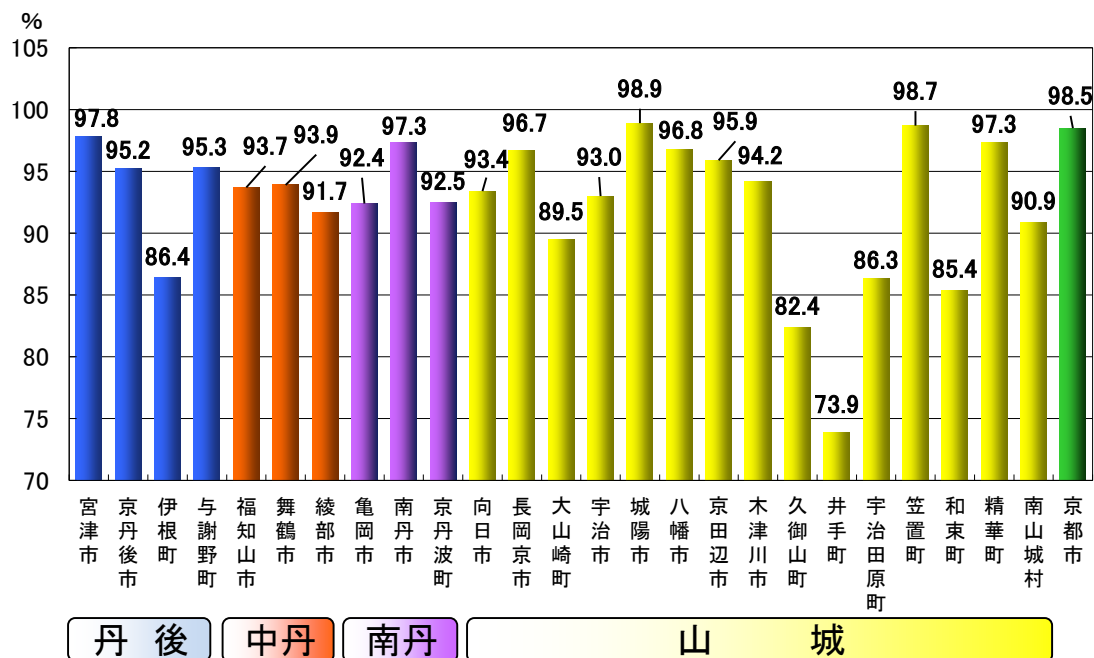


○ 経常収支比率の構成割合を見ると、公債費の寄与率が減少する一方で、補助費等の寄与率は着実に増加しています（公債費：平成26年度17.7% → 令和5年度16.2%、補助費等：平成26年度12.8% → 令和5年度14.5%）。

資料4-2 経常収支比率の構成割合



資料 4－3 市町村別経常収支比率

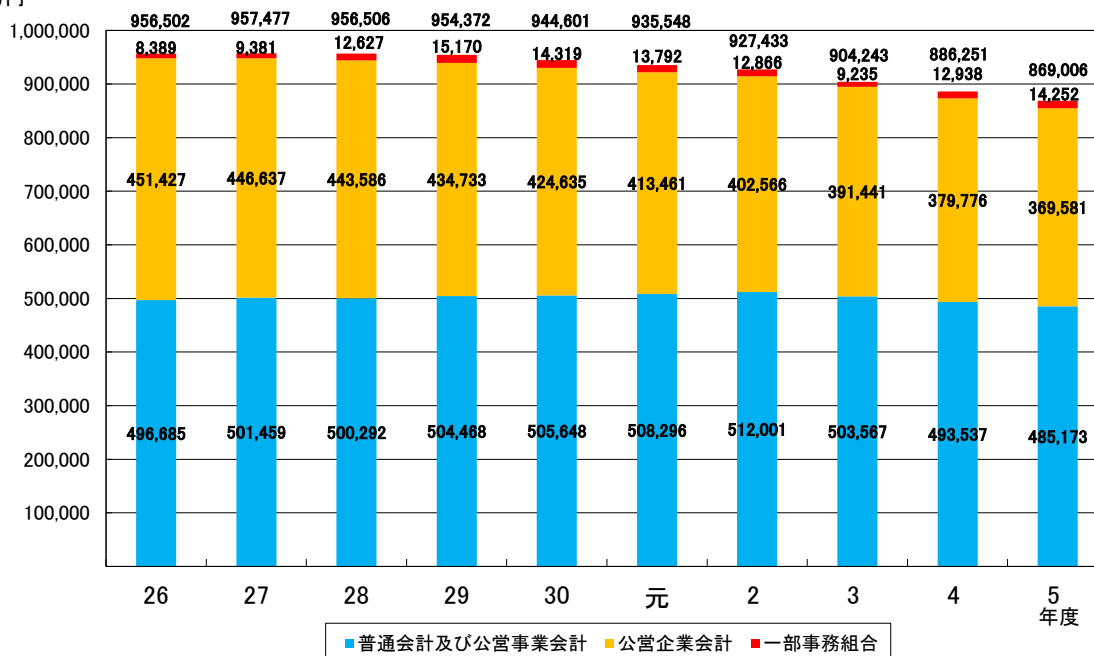


(6) 地方債現在高及び基金残高（ストック）

- 地方債残高は、近年、水道及び下水道事業等の公営企業債や、普通会計の臨時財政対策債の償還が進んだことにより、全体として減少傾向となっています。
- 過去の公共投資が地方債残高に反映される結果となっていますが、地方債の償還が終わった施設については、施設更新の検討が必要になる場合があります。公債費負担を抑制する一方で、こうした施設の更新に対応していくことが課題になってきています。

資料 5－1 地方債残高の推移（公営事業、公営企業、一部事務組合を含めた全会計）

百万円

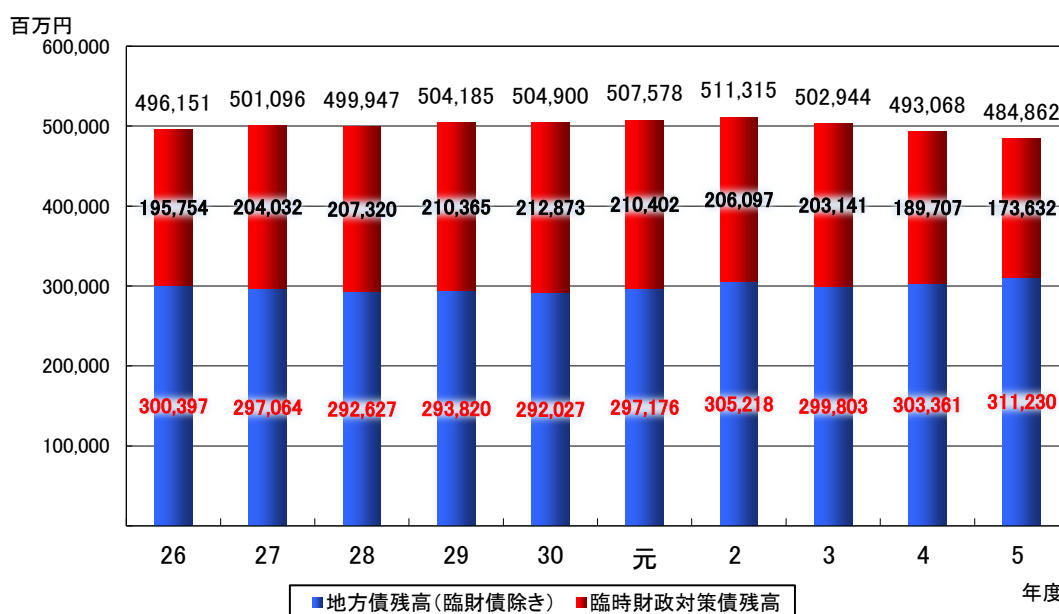


○ 令和5年度は学校関係施設整備事業の増に伴い建設地方債の新規発行額が増加したことから、臨時財政対策債を除いた地方債残高は増加しました。

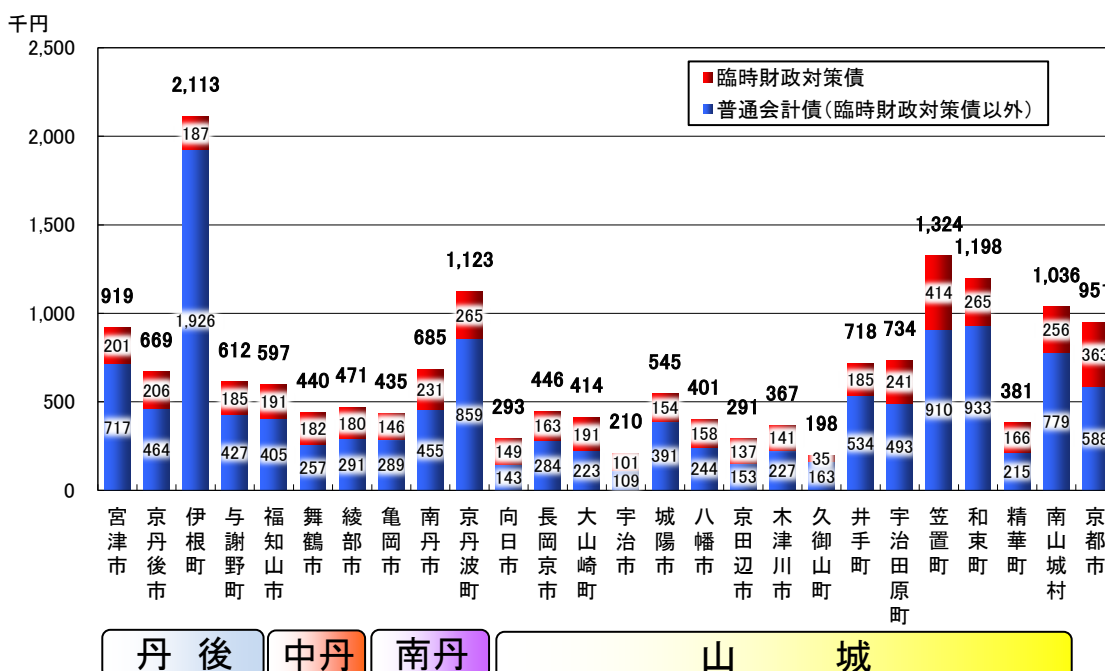
一方、臨時財政対策債残高は発行可能額が大幅に減少するとともに、既発行分の償還が進んだことから、普通会計の地方債残高全体としては令和4年度に引き続き減少しました。

○ なお、人口1人当たりの地方債残高が多くても、「実質公債費比率」や「将来負担比率」が低くなっている場合があります。これは、比率の算定に当たって、臨時財政対策債や過疎対策事業債等の交付税算入のある地方債や、充当可能な基金等が控除されることが一因となっています。

資料5-2 地方債残高の推移（普通会計）



資料5-3 人口1人当たり地方債残高（普通会計（一部事務組合分を除く））

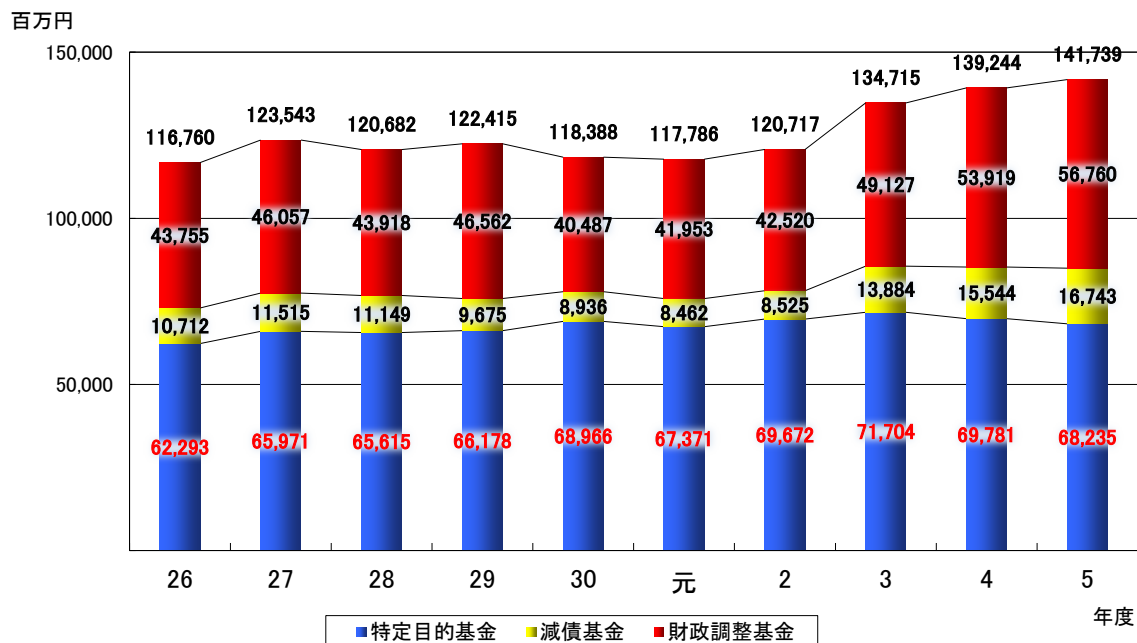


- 基金については、リーマンショックを契機として、経済危機や人口減少など不測の事態や、公共施設の老朽化対策に備えて、各団体において積立てているところです。

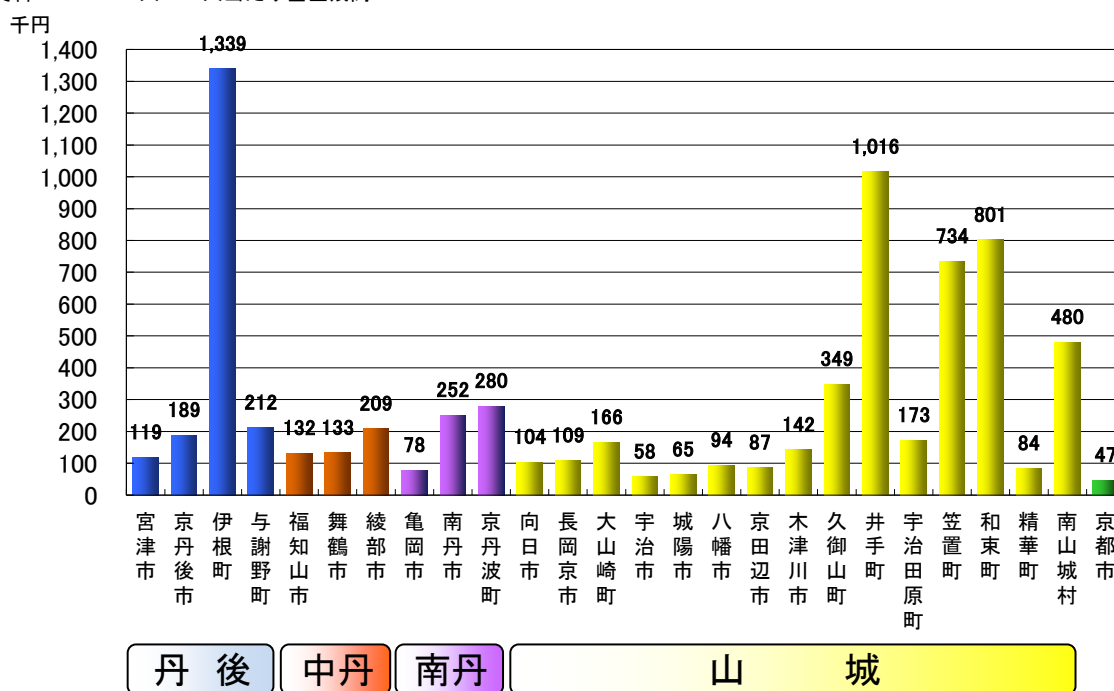
令和5年度は、令和4年度決算の余剰金の積立を行った団体が多く、財政調整基金が増加し、また、減債基金も地方債の計画的な償還のために積立を行った団体が多く増加しました。

一方、その他特定目的基金については、大型公共事業の実施等により取崩を行った団体があったため減少しました。

資料5-4 基金残高の推移



資料5-5 人口1人当たり基金残高



1-2 健全化判断比率の状況

(1) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率

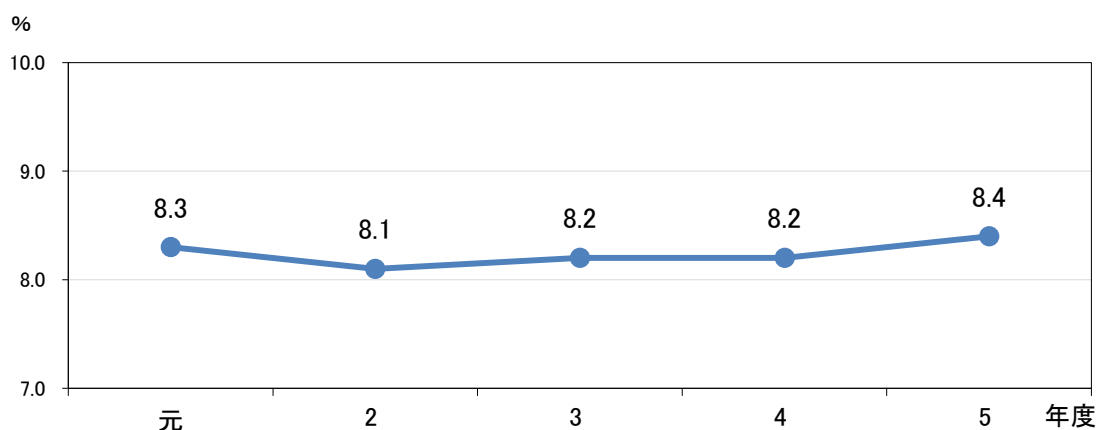
- 平成20年4月に施行された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき令和5年度決算で算出された健全化判断比率のうち、府内市町村で「実質赤字比率」及び「連結実質赤字比率」で早期健全化基準以上の団体はありませんでした。

(2) 実質公債費比率

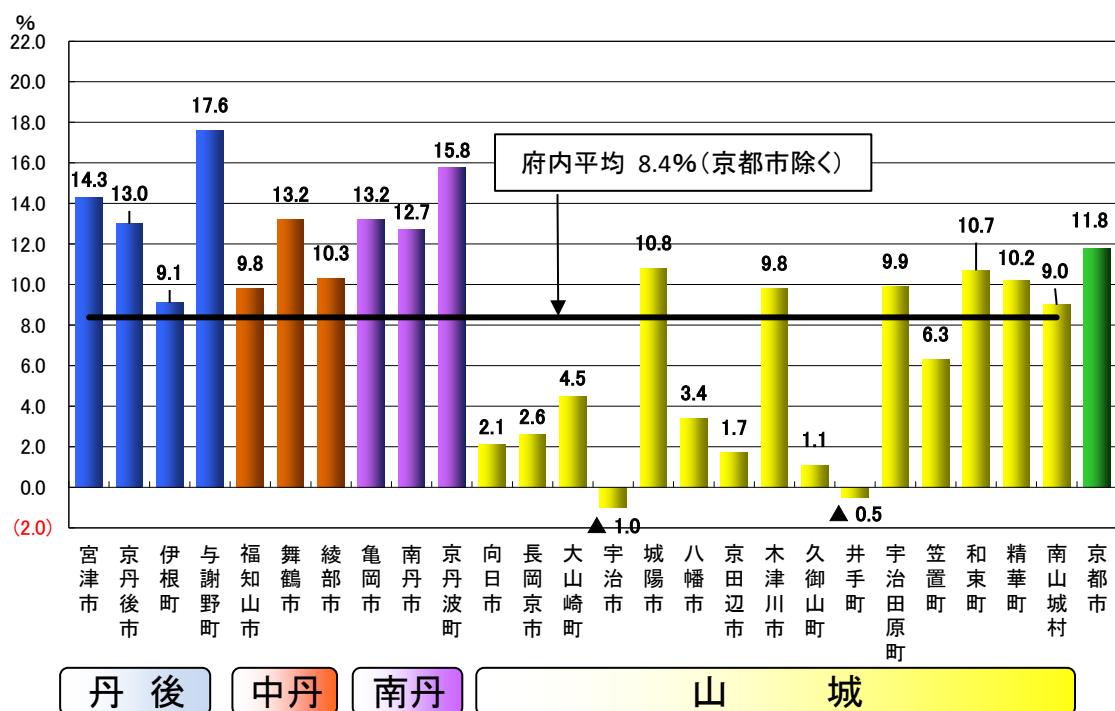
- 一部事務組合や公営企業の償還等も含めた地方債の返還額及びこれに準ずる額の規模を指標化し、借金返済の重さを表す「実質公債費比率」についても、早期健全化基準（25.0%）以上の団体はありませんでした。

実質公債費比率が18.0%以上になると、地方債の発行に知事の許可を要する「許可団体」となるため、比率が高止まりしている団体は注意が必要です。

資料6-1 実質公債費比率の推移



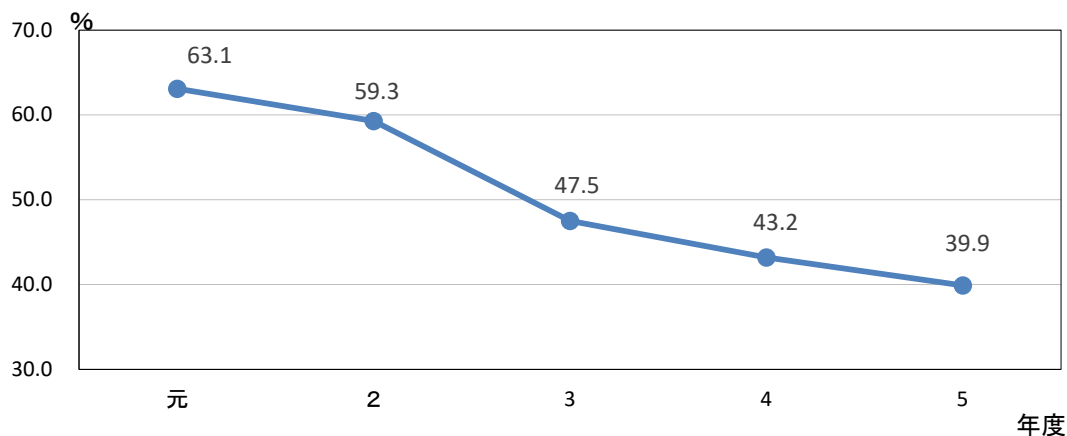
資料6-2 市町村別実質公債費比率



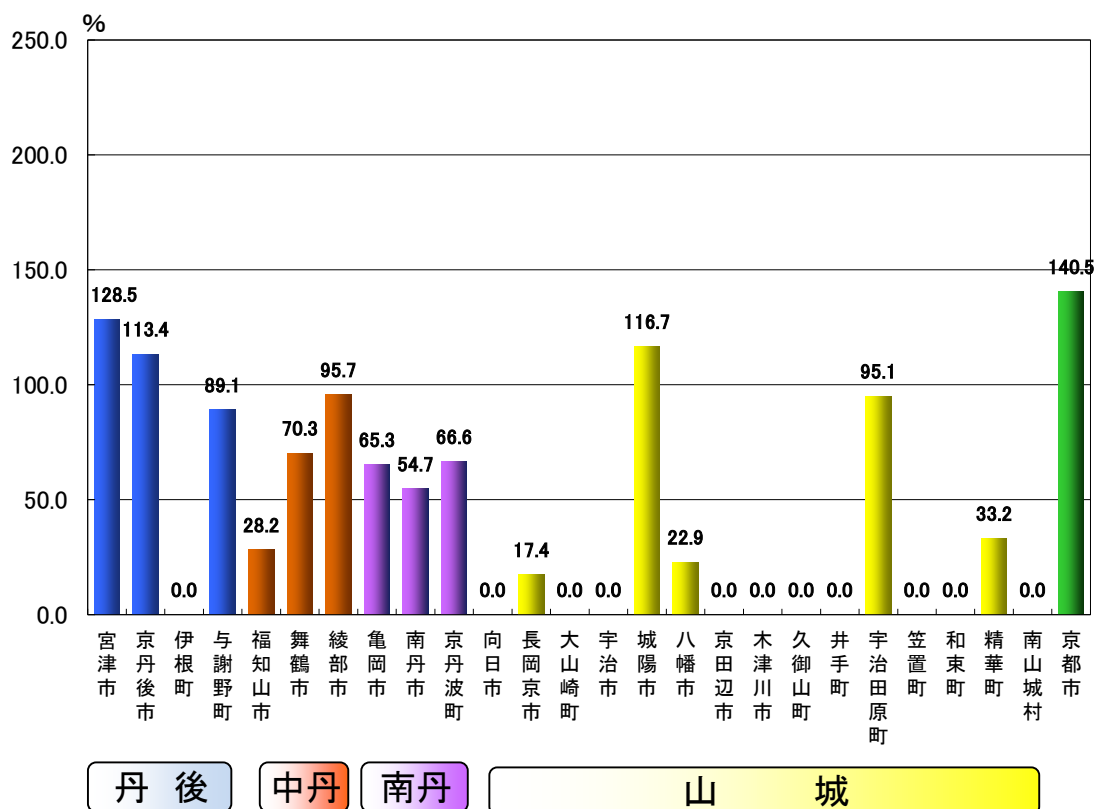
(3) 将来負担比率

- 一部事務組合や公営企業も含めた地方債の残高や、将来支払っていく可能性のある負担等の額を指標化し、将来の財政圧迫の程度を示す「将来負担比率」についても、早期健全化基準（350.0％、政令指定都市は400.0％）以上の団体はありませんでした。

資料 6－3 将来負担比率の推移



資料 6－4 市町村別将来負担比率



【参考】全国の早期健全化基準以上の団体

- 実質赤字比率及び連結実質赤字比率：該当なし
- 実質公債費比率：1団体（北海道）夕張市
- 将来負担比率：該当なし

1-3 地方公営企業及び第三セクターの状況

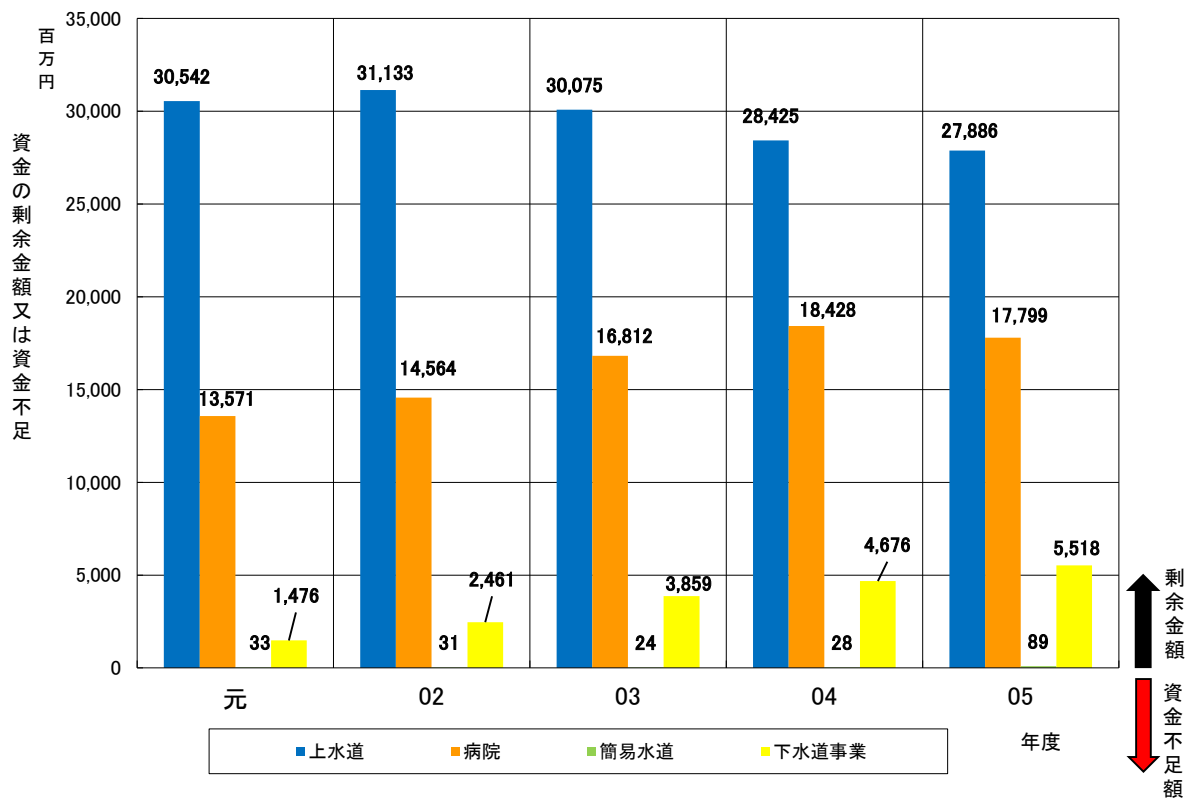
(1) 地方公営企業の経営状況

- 本来独立採算で行うべき地方公営企業は、各事業の特性によって経営状況に違いがみられます。

特に下水道、簡易水道については基準外繰入によって収支均衡・資金不足解消を図る傾向が強く、経営改革が必要となっています。

また、病院事業については、新型コロナウイルス感染症への対応のための補助金の減少等により収益が減少した影響で経営状況が悪化しています。

資料 7-1 公営企業の経営状況（資金不足の状況（解消可能資金不足額控除前））



※流動資産（繰越支出への財源充当額を除く）が流動負債（建設改良費等に充当する企業債、長期借入等を除く）を上回る場合は剰余金額、下回る場合は資金不足額（公営企業決算統計上の不良債務）となります。

資料 7-2 地方公共団体財政健全化法に基づく資金不足比率の状況（％）

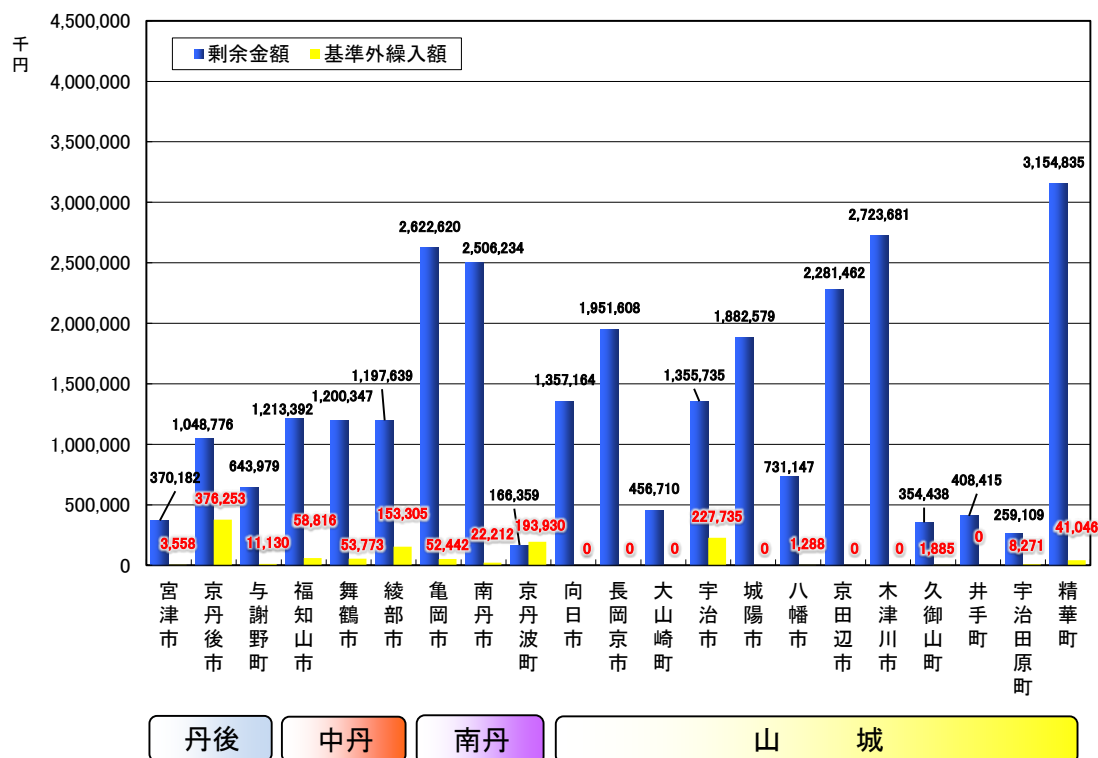
	元	02	03	04	05
宮津市	0.0(下水道)	－	－	－	－
亀岡市	－	－	－	－	0.4(病院)
京丹後市	6.9(病院)	8.6(病院)	2.2(病院)	－	0.7(病院)

※財政健全化法における資金不足比率の算定にあたっては、解消可能額等を控除するため、資金不足額が指標に直接反映しません。

- 上水道事業は、普通会計からの基準外繰入を行わなくても剰余金が生じている事業が多く、比較的健全な経営状況にあります。

しかしながら、人口減少や施設の老朽化への対応により、今後厳しい経営が予想されることから注意が必要です。

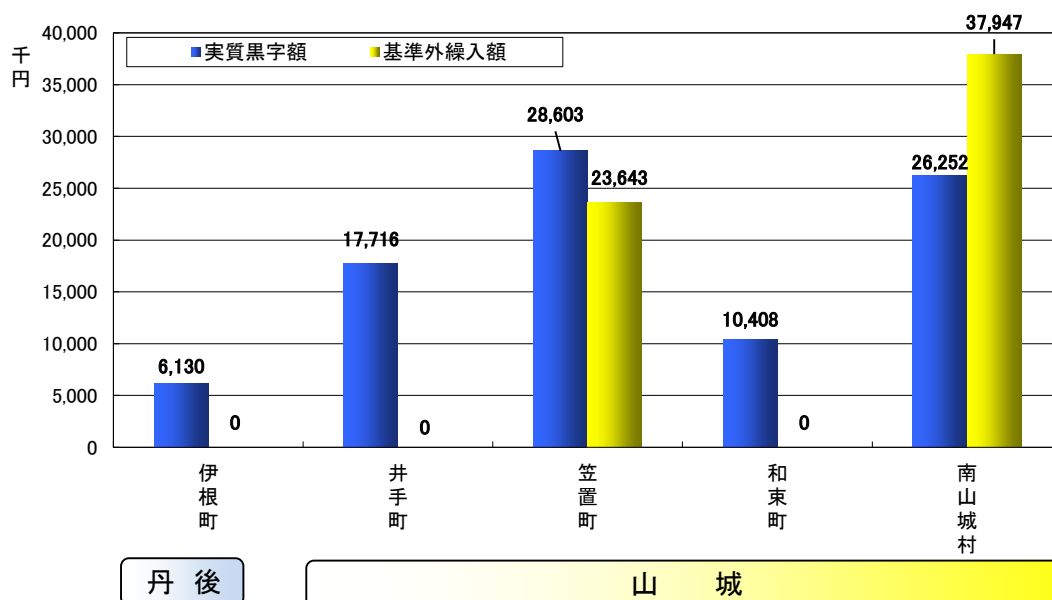
資料 7-3 上水道事業の経営状況



※剰余金額は流動資産（繰越支出への財源充当額を除く）と流動負債（建設改良費等に充当する企業債、長期借入等を除く）の差額です。流動負債が上回る場合は公営企業決算統計上の不良債務となります。

- 簡易水道事業は、普通会計からの基準外繰入を行って、実質収支を黒字化又は収支均衡を図っている事業が一定数あり、厳しい経営状況となっています。

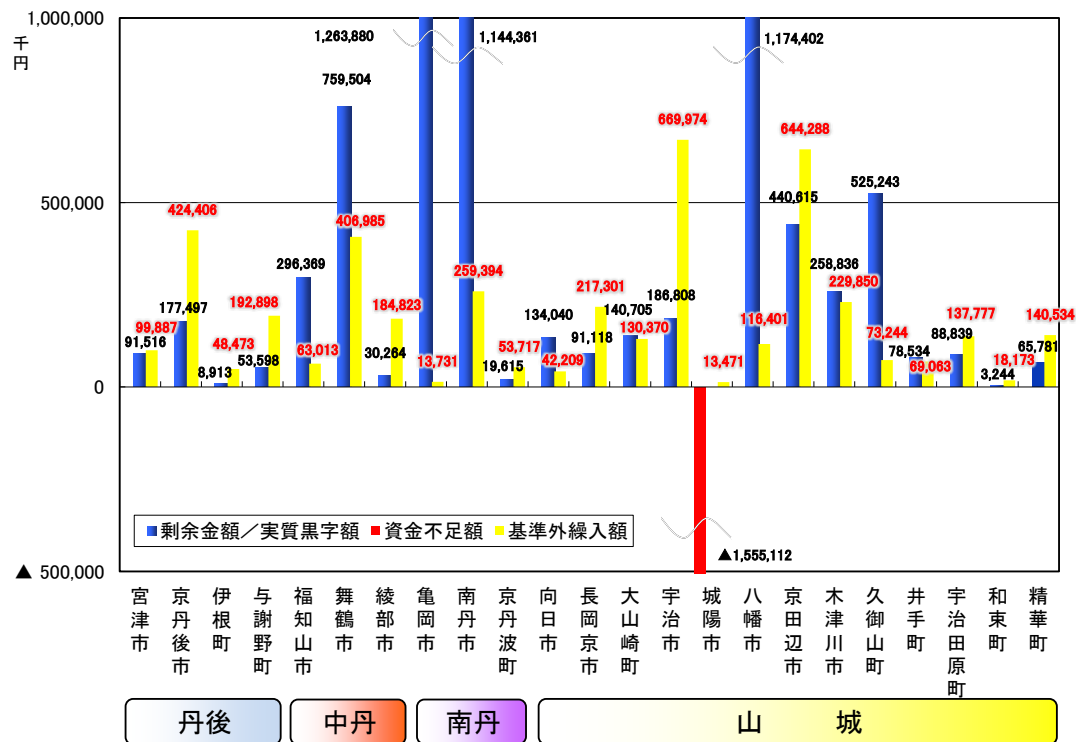
資料 7-4 簡易水道事業の経営状況



※実質黒字額は「形式収支」から「翌年度に繰越すべき財源」を控除したものです。

- 下水道事業は、大半が普通会計等からの基準外繰入がなければ資金不足が生ずる状況となっており、抜本的な経営改善が求められます。

資料 7-5 下水道事業の経営状況（解消可能資金不足額控除前）

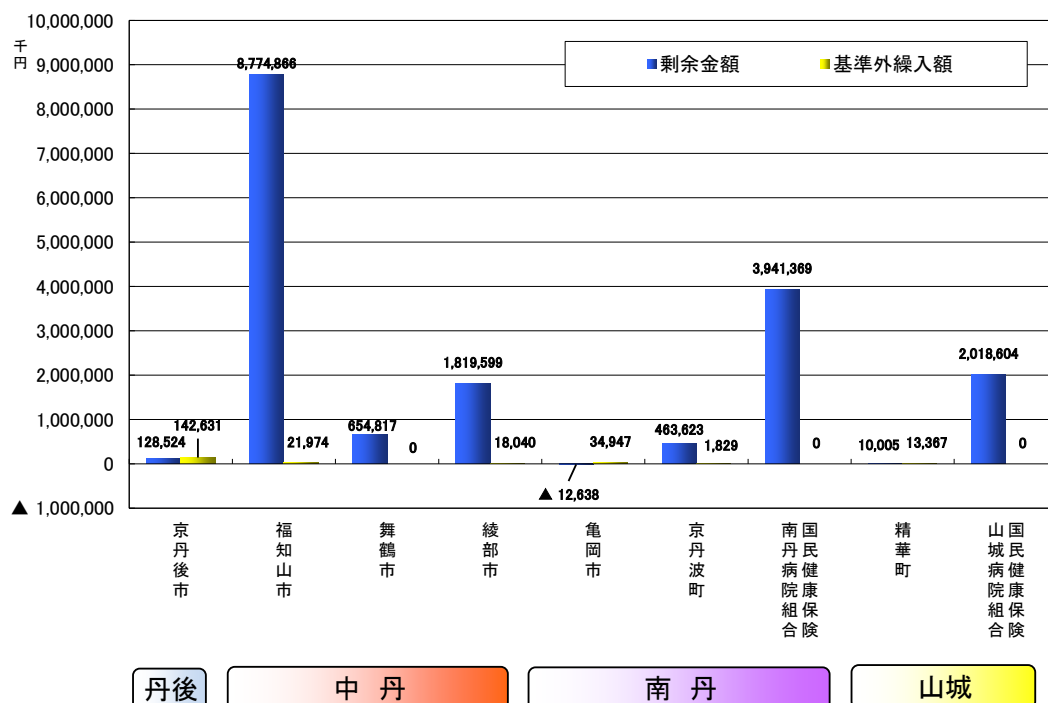


※公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業、漁業集落排水事業の合計

※統計上、基準外繰入には他会計繰入金のほか、他会計出資金、他会計補助金、他会計借入金が含まれます。

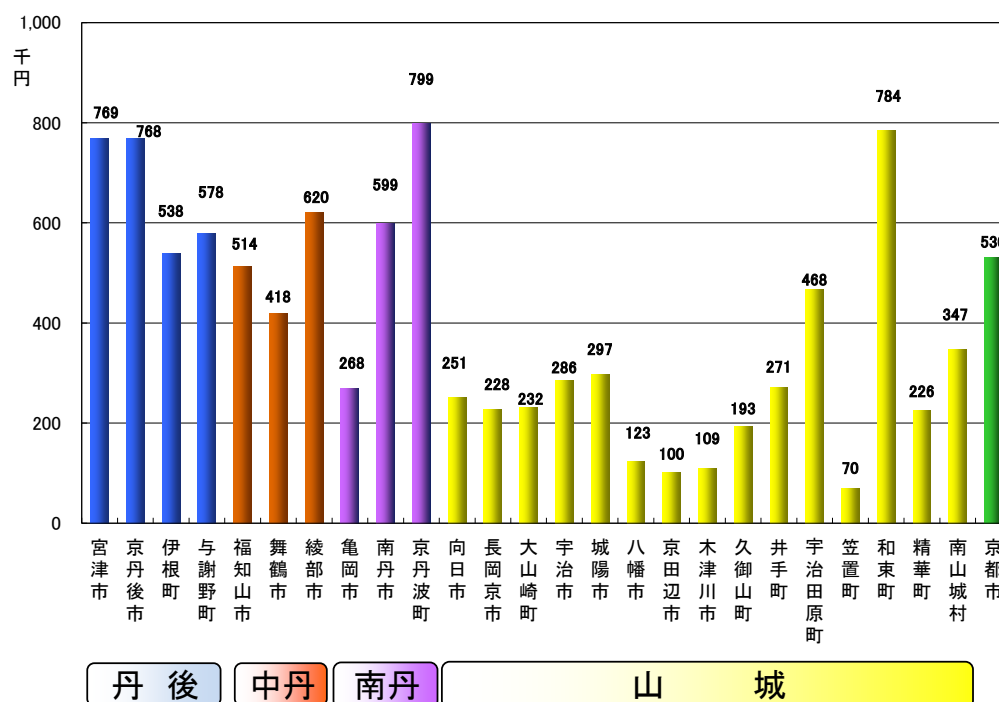
- 病院事業は、高度急性期を担う病院ほど資金繰りは安定している状況にありますが、人口減少や医師不足、新興感染症への対応等の諸課題を踏まえた新たな経営強化プランを策定し、さらなる経営強化を図っています。

資料 7-6 病院事業の経営状況



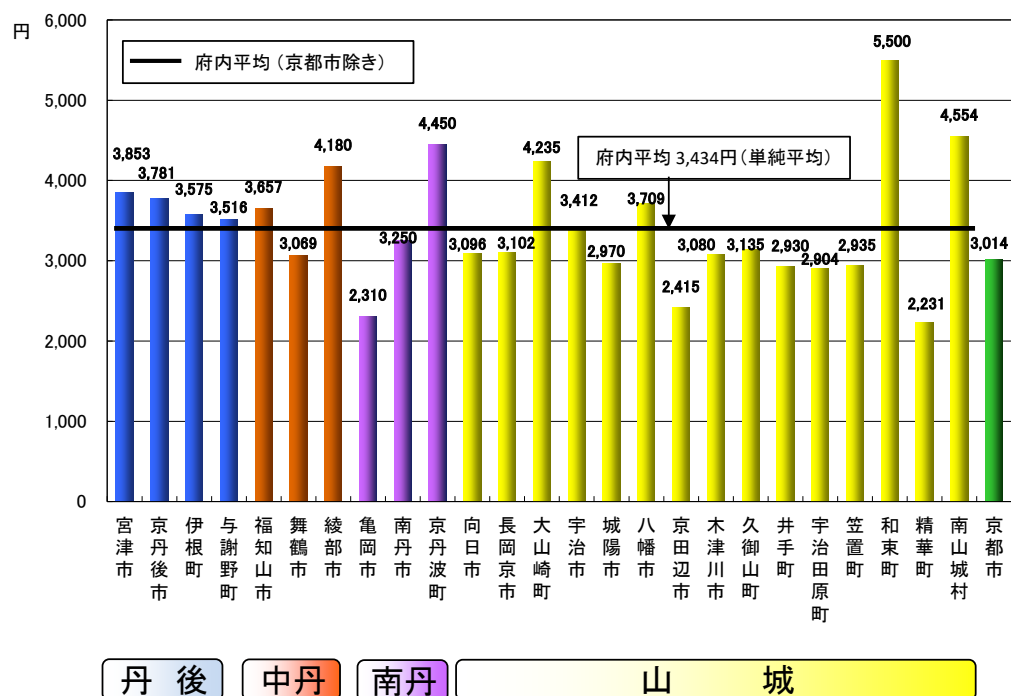
- 建設投資が多額である下水道事業の企業債残高が多い団体において、1人当たりの残高も多い状況にあります。流域下水道に接続している地域や府営水道の供給を受けている地域においては、人口1人当たりの企業債残高は抑制される傾向にあります。

資料7-7 人口1人当たり企業債残高（全公営企業会計／一部事務組合分を除く）



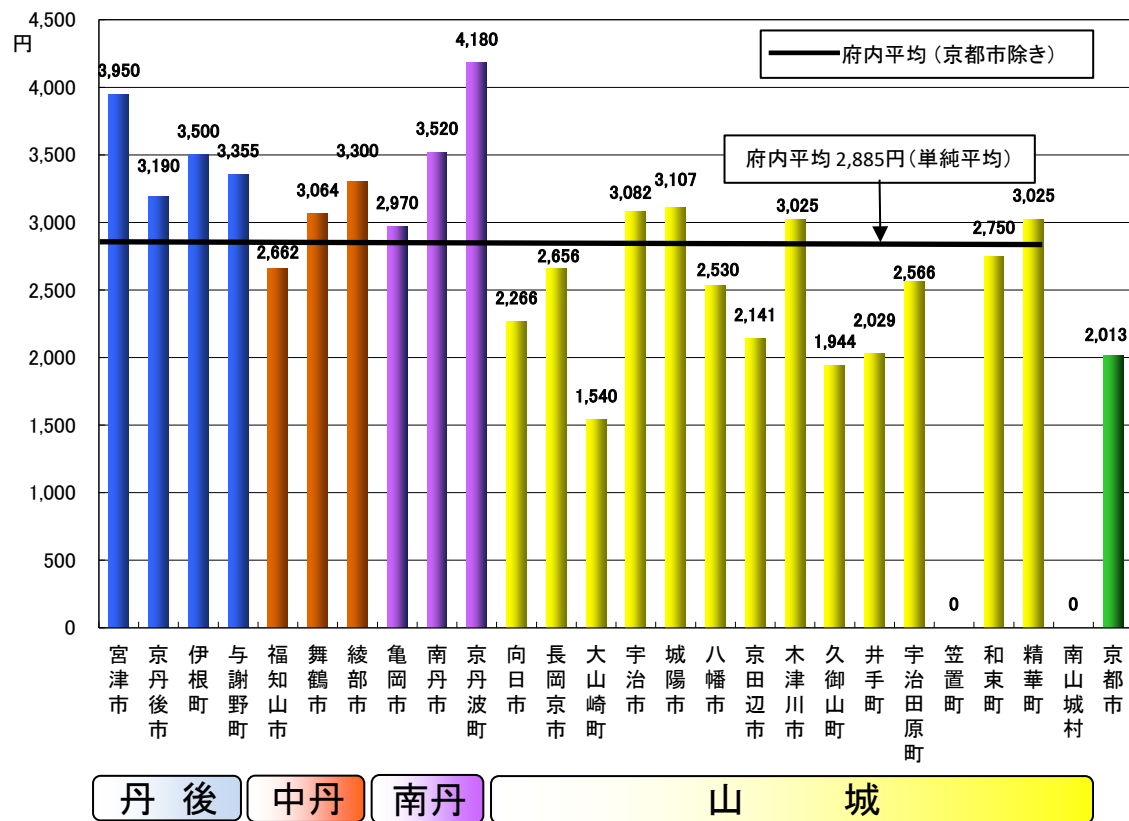
- 公営企業の料金は、各市町村の地域的特性や経営状況等に応じて設定されています。料金収入により経営する独立採算制を原則とする公営企業において、一般会計繰入金に過度に依存した経営を行っている場合は、適正な料金設定への見直し等が求められます。

資料7-8 水道料金（20立方m／月使用した場合の料金）

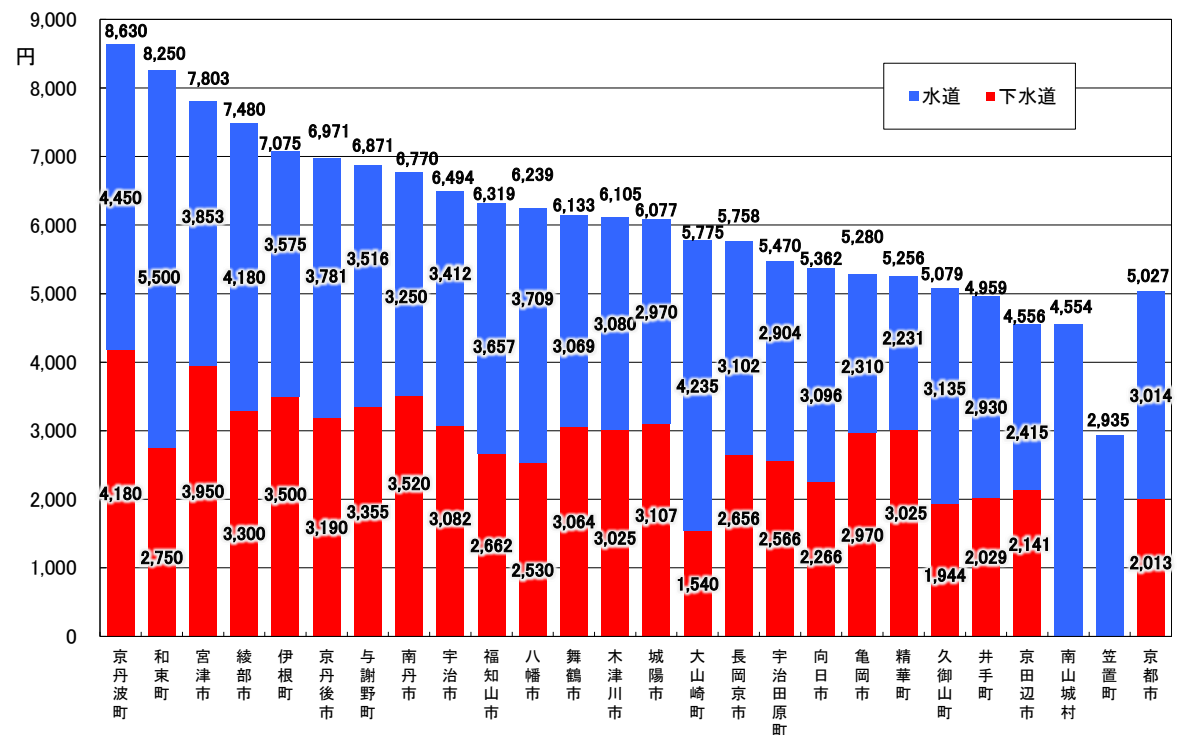


※笠置町、和束町、京丹波町、南山城村、伊根町は13mm口径、その他は20mm口径の料金です。

資料 7-9 下水道料金（20立方m／月使用した場合の料金）



資料 7-10 水道・下水道料金合計（20立方m／月使用した場合の料金）



※ 水道料金は、上水道事業を実施している市町村は上水道料金を、それ以外は簡易水道料金を算出。

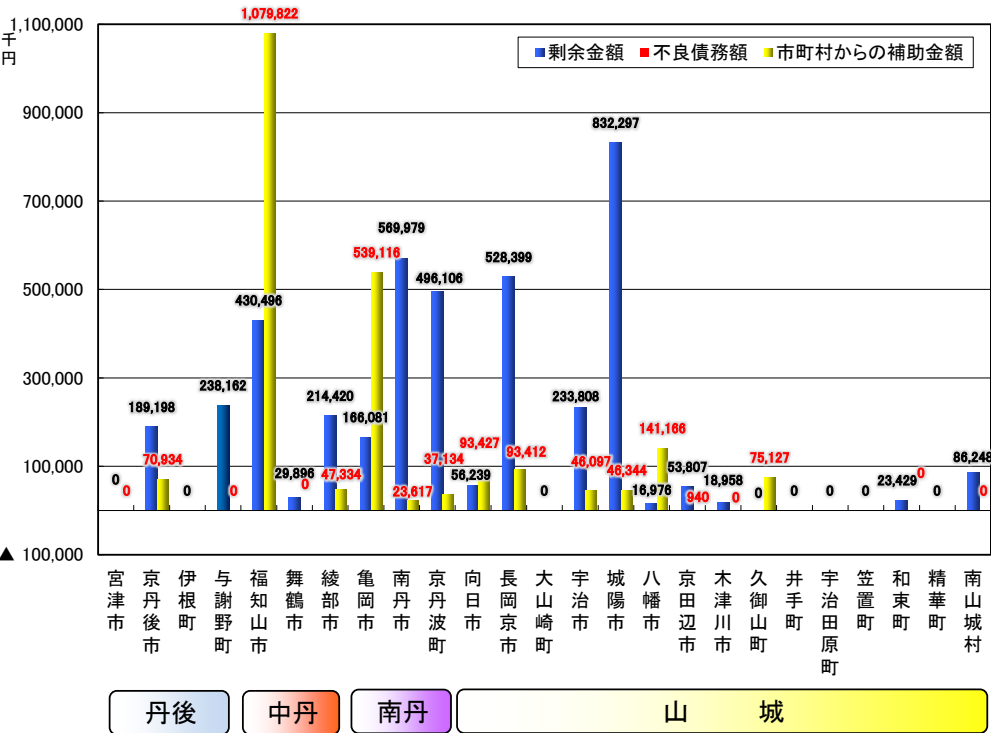
下水道料金は、和束町及び京丹波町については特定環境保全公共下水道、伊根町については漁業集落排水、ほかは公共下水道で算出しています。

なお、笠置町、南山城村は公営企業として下水道事業を実施していないため、水道料金だけの金額です。

(2) 第三セクターの経営状況

- 第三セクターは事業によって経営状況に違いがみられ、不良債務が生じたり多額の補助で収支均衡を図ったりするなど、経営改革が必要となっている法人もあります。

資料 8-1 第三セクターの経営状況



※資料：令和5年度第三セクター等の状況に関する調査（調査時点：令和5年3月31日）
※報告地方公共団体の単位で集計
※土地開発公社及び指定管理者収入代行方式の病院事業は除きます。

- 第三セクターのうち土地開発公社については、多額の長期保有土地を抱えている法人もあり、解散も視野に入れた早期の見直しが必要となっています。

資料 8-2 土地開発公社の経営状況

公社名	出資（設立）団体	債務保証等 簿価総額	うち5年以上 保有	うち5年未満 保有	5年以上保有額/ 標準財政規模
舞鶴市都市開発公社	舞鶴市	0	0	0	0.0%
宇治市土地開発公社	宇治市	782	544	238	1.4%
亀岡市都市開発公社	亀岡市	164	164	0	2.4%
乙訓土地開発公社	向日市、長岡京市、 大山崎町、乙訓環境衛生組合	0	0	0	0.0%
城南土地開発公社	城陽市、八幡市、久御山町、 井手町、宇治田原町、 笠置町、和束町、南山城村	0	0	0	0.0%
宮津市土地開発公社	宮津市	0	0	0	0.0%
学研都市京都土地開発公社	京田辺市、木津川市、精華町	308	224	84	0.5%
合計		1,254	932	322	0.4%

※資料：令和5年度土地開発公社事業実績調査